

第7日目(9月11日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただ今の出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。なお牛木芳雄君家事都合により欠席、農業委員会事務局長、通院療養のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 ここで南雲淳一郎君より発言を求められておりますのでこれを許します。

南雲淳一郎君 おはようございます。貴重な時間ではありますけれども議長からお許しをいただきましたので、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。私は母を先月の末に96歳で送ったところであります。これに対しまして議員会よりご丁寧な弔意を添えてご厚志をいただきました。大変ありがとうございました。

私の母は晩年約5年間、公的な支援を受けて自宅で私どもと同居をしていたところであります。城内病院からは訪問診療、そしてまた社会福祉協議会からは長い間、身体介護を含めた大きな介護をいただきました。そしてまた大和にあります訪問看護ステーションからは、昼夜にわたる訪問看護をいただいたところでございます。これらの支援なくしては、私の母の在宅での生活はなり得ないというふうに思っております。担当の職員の皆さんは、私どもの家族はもとより、本人のプライバシーに十分配慮した中での献身的な努力をしてもらいました。本当にありがたく思っております。

今、ご案内のように高齢化が進んでいる中で、在宅でこの支援を待っている皆さんは多くあります。しかしながら家庭力、あるいはまた地域力が落ちていることも、これまた事実でございます。議員の皆さんにおかれましては、この部分を十分ご賢察いただきまして、この在宅支援のより一層の拡充に取り組んでもらうことをお願いいたしましてご挨拶いたします。ありがとうございました。

議長 本日の日程は一般質問といたします。

なお一般質問の質問時間制限は、再々質問の時間を含めて1人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さんから簡潔明瞭に質問していただきたく、答弁についても同様でございます。ご協力をお願いいたします。順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号28番・若井達男君。

若井達男君 おはようございます。傍聴者の皆さんも早朝より大変ご苦労さまでございます。議場の皆さんも、傍聴席の皆さんもおわかりだとはございますが、先週9月6日には、秋篠宮妃、紀子様が男児をお生みになりました。皇室においては41年ぶりの男児だそうでございますが、これは大変めでたく明るい嬉しい話でございます。そしてこの経済効果は1,500億円と言われておまして、少子化の歯止め傾向、また場合によっては婚姻等が増すといった要素があるそうでございます。こういった波及効果は当市においても必ずや表われ

るものだと確信しておるところでございます。今日は秋篠宮の妃の話ではございません。私も重要な一般質問の通告をしておりますので、それらに向かいましてこれよりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

野外スポーツ施設の充実を

野外スポーツ施設の充実ということで、3点について通告をしておきました。スポーツ施設につきましても、これらは野外屋内を問わず本当に幅広いものでございます。そうした中をこの3点に的を絞りましてさせていただきます。

先月、8月には第88回全国高等学校野球選手権大会が行われました。このときの決勝戦は本当に私ども全国民を感動させたもので、できることであれば優勝旗が2本あってもいいじゃないかという決勝戦でありました。これらは本当にまだまだ感動強いものが残っているところでございます。また私どもにつきましては今から11年前、第77回大会になろうかと思いますが、本市における六日町高等学校が初の甲子園出場を果たしたということでございます。

そうした中、私は、小学校、中学校、高等学校、併せて社会人という中に、この南魚沼市において野球場、きちんとした公式野球場、大きな大会が開催されるそういった球場の建設が必要ではないか、ということを経験してまいりました。そしてこれは2町合併、大和・六日町、それから塩沢町の編入を経た中で、事前協議として新市建設計画の中に、10年以内に野球場建設というものも謳われております。

それを今一步具体的にされてあるのが、この平成18年から20年度における南魚沼市総合計画予定事業という中に、野球場建設について計画設計を行うと、準備期間であるということが謳われております。

昨今の経済情勢が極めて厳しい中に、こうした重要かつ必用なものをとり上げられると、そうして実施に向かう、完成を目指す、運営をやっていくということについては、やはりこれまたしっかりした計画のもとに行われなければならないというふうに感じております。

今、新潟県でも県営野球場建設が今年度、18年度、年が明けた1月から着工されます。83億9,000万円という大きな金額でございますが、この県営野球場とて今始まった話ではないのです。今から16年前、1990年です。このときに県の教育委員会が鳥屋野潟公園整備基本計画というものを作成しました。その中に県営野球場というものが初めて謳われたわけです。

その後1995年には当時の平山知事が、ある程度のめどを立てて、この球場を早急に作らなければならないということが行われているわけですが、その前にワールドカップの開催が決まったと、ビックスタジアムの建設が優先だというようなことで送られてきてはありました。そして2004年には、この19年来年度にはオールスター戦を新潟球場で行うということも、これは決定されておりました。来年のことです。

しかしながら私どもは、一番身をもって感じた中越大地震。これが一昨年10月23日にあったわけで、これを受けて今の泉田知事は、この県営野球場を建設するのであると選挙公

約で謳ったわけですが、くやしいかな先送りになりました。今ほど申し上げましたように、しかしながら今、今年度予算の補正で設計準備に入り、83億9,000万円というものをもって、2009年ときめき新潟国体までに建設を合わせようと。そしてオールスター戦については、その後新潟球場で開催しようという、これまた一步踏み込んだ状況になっております。やはりこれらを見た中で野球場建設1つとってみましても、1年、2年でできるものではない。この完成までには、県営野球場とて20年かかるという、そういった期間を要しております。

当この南魚沼市を含めた魚沼地域には、野球場といえるものは2か所だというふうに私は考えております。昭和57年に竣工しました十日町笹山野球場。そしてこの平成になりました平成5年に竣工しました、まだ合併前の広神村が立派な野球場を作っております。これは平成3年の着手で、やはり完成までには2年を見ております。平成5年の6月に竣工しております。総工費9億6,000万円。これにはプール及びテニスコート4面が含まれておりますが、やはり多額な経費を要しながら9,000人の人口、一般会計予算当時であれば47億～48億円の規模だったと思います。そうしたところがやはり地域の住民の大きな要請により、野球場建設に立ち上がり完成をしておるとい状況になっております。

そしてこれらの球場においては、本来であれば先ほど申し上げましたように、大々的な大きなイベント、野球大会が開催されていいわけですが、球場は立派でもやはりそれに伴う付帯施設がなくてはおれません。一言でいうならば駐車場はきわめて狭い小さな駐車場になっております。

そういうことで今回の北信越高等学校野球大会の県予選においても、笹山野球場においては1回戦、2回戦までで終わっております。六日町高校はそこで第2試合からのシードでございますので、長岡大手をこれはコールドで撃破し、やはりそこまでです。県代表試合は悠久山球場でやっております。これは悠久山球場で小出高校を10対3というコールドでやっております。

そうした中やはり私たちには、この南魚沼市に大きな大会、県大会、県予選、場合によっては広神野球場のようにゴールデンゴーズの欽ちゃんが来られた大会、それぐらいのものは必要なのです。ぜひとも野球場建設につきましては、厳しい予算状況、財政健全5か年計画という中ではありますが、今すぐ建設云々でなく、完成後の運営状況、そこまで踏まえただ中でやはり計画をしていかなければならないというふうに感じておりますし、直ちにその計画に入っていただきたいということです。その点について市長の考えを伺うところでございます。

次に野球場建設と併せて総合陸上競技場の整備計画、これを通告しておきました。一言に言えばいわゆる全天候型競技場です。これは残念なことながらこれも3町の合併を見ただでございしますが、それぞれ旧町どこもやはり備えておりません。やはりこれから整備をしなければならない問題。そういう総合陸上競技場を設けて、住民の体力の向上、それから外部からの招聘、経済波及効果、それらを考えていかなければなりません。

新潟県で400メートルのトラックは弥彦村に1919年、大正10年ぐらいになりました。その頃全国で初めて400メートルトラックが作られております。東大の駒場競技場といった全国には競技場があるわけですが、しかしそれらはすべて300メートルトラックということになっております。そしてこの競技場につきましても、南魚沼市で各種大会があったとしても公認がないものですから、やはりこれとて隣の笹山運動公園の笹山陸上競技場を使用しているということでございます。

今年も、平成18年度の郡市中学校陸上競技大会がありました。この大会も笹山陸上競技場です。今年に限ったことではないのです。ここずっとずっと数えられる年数においては、笹山競技場まで行って、この南魚沼郡市の競技会が開催されておるわけなのです。陸上競技ひとつとってみましても、この南魚沼市の小中学校からの各種選手の県大会への出場。それもさることながら今から、3年前には全国大会にまで出場しております。城内中学校の今の高校3年生。陸上3種競技、110メートルハードル、県大会をすばらしい成績で、そして全国大会に行って自己記録を上まっておる成績を出しておるのです。

また今年第27回になりますが、郡の陸上選手権大会、これは笹山競技場ではありませんが、湯沢中学校のグラウンドを借りて行なわれております。過去最高の460人という選手が集まって開催されております。南魚沼市は開催ができないのです。こういった種々の大きな記録をきちんと出せる大会は開催できないのです。

そういう意味も含めまして野球場建設、陸上競技場建設には、きちんとした計画のもとに早急に、これとて建設に着手していかなければなりません。これらを考えたときに、これは莫大なるという金額にはいかにないにしてみても、とにかく大きな金額が必要なのです。しかしながら私たちはこの合併の効果で大きな南魚沼市として財産の継承を頂いております。塩沢地区の大原運動公園でございます。ここには2009年の国体、テニスコート20面を使って長岡市と共催でテニス競技が開催されることになっております。合わせて今、多目的グラウンドということで2万9,000平米、約3町歩の多目的グラウンドをもってあります。野球場につきましては、1万平米の野球場というより野球グラウンドを持ってあります。やはりこれらを考えたときにいち早く手を付けられる、着手できる、完成まで見られる、用地の心配のない、そういった財産というものをこの合併の効果で得ておるのです。ぜひともこれらを含めて市長のお考えを伺うところでございます。

いま1点通告しておきました長森運動公園ということでございます。この長森運動公園の取り扱いについては、いかなるお考えを市長は持っておられるかということです。長森運動公園は初めて聞かれる方もおるかと思いますが、これは旧六日町時代平成5年、17ヘクタール、17町歩の土地を長森地内に取得いたしました。当時は10ヘクタールもあれば運動公園として、野球場、陸上競技場を兼ねて十分ではないかというような話し方だったわけですが、最終的には17町歩、17ヘクタールの用地を取得しました。

しかしこのひとつの時代の流れの中に、そこをもって運動公園、野球場建設、陸上競技場というところには至っておりません。かえってこれらの取得は町財政　これは公社の持ち

物になっておりますけれども 町財政ひっ迫の大きな原因のひとつとしております。

途中、平成12年12月、八海醸造と基本契約を締結いたしまして、1期、2期を含めまして19年3月、来年の3月までに7町2反を売却するということになっております。その内1期につきましては4町2反が既に売却され、今、八海醸造さんが、すばらしい八海山清酒または焼酎等を製造されて、全国に販売されておるところでございます。

その残りの10町歩、10万平方メートル、これをどのように利用するかということでございます。実際簿価にしまして11町7反、金額にしまして5億5,000万円の土地代金になっております。毎年の金利は420万円がここだけでかかっております。これらの利用をどのように生かしていくかということが、新しい南魚沼市の課題となっております。

そっくり残りを醸造さんが買ってくれるかどうか。またほかに新たな転売を探して売却していくか。また場合によっては体育施設、自治体、団体のそういった所への貸借、賃貸借。当然貸借の前には賃貸借というのが出てくるわけですが、場合によっては荒らしておくより貸して使っていただいた方がいいという使用貸借等も考えられるわけです。

一言に言えば私などは、あそこの10ヘクタールに全国一番のアーチェリー場を建設して全国大会を開催する。その宿泊地としては五日町民宿組合であり、八海山麓民宿組合であり、八海山民宿組合、そういったものが宿泊地として控えているわけですので。場合によっては貸すのであれば乗馬クラブに。自分たちで散策道を切り開いて、そしてこれは県内というより県外、関東圏そういったところにやはりPRをしていくと。その中で利用を考えると。

あわせて先ほども申し上げましたように体育スポーツの施設と、隣には八海山という銘酒。この合体は観光資源として大きな魅力であります。以上述べましたが、市長の考えをお伺いしまして、ときによっては再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。終わります。

市長 おはようございます。9月定例議会の一般質問であります。今定例会にもまた議員の皆様22名から一般質問の通告を頂いております。私も誠心誠意、意をこめて答弁申し上げますので、その点はひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。議長から注意をされておりますように簡潔でやれとこういうことでありますので、言葉足らずになる部分がもしありましたら、またお許しをいただきたいと思います。極力過ぎる言葉のないように気をつけて答弁させていただきますのでよろしくお願い致します。

野外スポーツ施設の充実を

若井議員の質問にお答えをいたします。1点目の市営野球場建設についてであります。現状は議員おっしゃったとおりでありまして、今、市内に野球場と呼ばれるものは3か所程度だというふうに認識をしております。これはいずれもスタンドもありませんしブルペンもないという。そして軟式野球専用ということでもありますので、硬式野球可能なあるいは公認的なそういう野球場はないのが現実であります。

長らく新潟県は野球後進県と言われてまいりました。またその中でもこの魚沼地域はまた新潟県の中でもレベルが低いというふうに言われておりますし、実際そうであろうと思いま

す。11年前の六日町高校の甲子園出場は、そういう部分を若干は払拭をしていただいたのかなとは思っておりますけれども、やはりその後中々あとに続く部分もなかったり、決勝まで行けるというような部分もちょっとなかったわけでありまして、大変残念に思っているところであります。

こういう事実、これは豪雪という部分も当然あるわけでありまして、豪雪だけであれば相当ほかの地域も豪雪地帯の中から、あるいは寒冷地帯の中から、全国優勝にまで行くというような部分も出ているわけでありましてそればかりではない。やはり施設の面、これが当地域において非常にやはり整備が遅れている。これは大きな要因であろうと思っております。

野球に限りませんけれども次代を担う青少年に対して、夢あるいは希望を与える。こういう見地からも野球場建設を含めたスポーツ施設の整備は、当然必要だというふうに感じております。六日町時代からも、今、議員おっしゃっていただいたように野球場建設。しかも公認で、でき得ればプロ野球の1軍とまではいわなくても2軍が来て試合ができる程度のことはいやらない。

佐藤池野球場が私どもの目標とする部分であったわけでありまして。当時調べましたら、用地費は別にいたしまして約18億円の建設費が必要だということは、大体把握しておったわけでありまして。野球場建設については当然今おっしゃっていただいたように、総合計画の中にまず芽を出して、そしてきちんとした調査をやって、財政面からも、あるいは野球だけでなくほかのイベントにも使用できるような方法はあるのかなのか。この辺も含めて、しかも建設場所、それから先ほど触れましたように建設費、それからその後の維持管理費。これらを十分調査をして研究してまいりたい。何年に着手というようなことが今は申し上げられませんが、十分その気持ちはあるということでご理解をいただきたいと思っております。

陸上競技場の建設であります。これにつきましては旧大和時代に、大和中学校のグラウンドと併用というかたちで、これは第三種公認陸上競技場を設置しておりましたけれども、公認は返上したわけでありまして。当時の郡内にも湯沢にもあったわけでありまして、これも返上したということでありまして、現在は十日町市に全天候型の公認陸上競技場があると。ここだけでありまして、これも議員おっしゃったように、魚沼管内はほとんど当該施設で開催している。十日町で開催しているということでありまして。

陸上競技場というこれはちょっと特殊性がございまして、野球場やサッカー場とはちょっと考え方を異にしなければならぬわけでありまして。これが十日町、魚沼、南魚沼を含めたこの魚沼管内に、今は1か所あるわけでありまして、2か所3か所必要かという部分も含めてちょっと検討しなければならぬと思います。あればあったに越したことはありませんけれども中々、これこそ建設費はもちろんでありますけれども、その後の維持管理といいますが、公認陸上競技場というふうには維持をしていくということだけでも、非常に多額の費用を要するようであります。このことについてはちょっと慎重に今、考えさせていただきたいという思いであります。

長森運動公園についてであります。これも議員おっしゃっていただきましたが、旧六日町総合計画の中の基本構想では、「自然に親しみながら運動能力の向上と健康づくりを目指す」という基本理念で、あそこを17ヘクタール買収をさせていただいて、これもまた議員が触れましたけれども八海醸造さんにその内の約7ヘクタール、現在は4ヘクタールちょっとであります。八海醸造さんの件につきましては、若干時期をずらして買収。当時は平成19年度までだったでしょうか。これがちょっと困難ということでもありますので今調整中ではありますが、若干時期はずれるのかもわかりません。しかし買収していただくということは確認をいたしております。

残りの10ヘクタールにつきまして、実は今、ある自治体から、その自治体の市民の皆さん方の運動 運動場ということは失礼ですけれども いわゆるある市の運動施設をそこに建設はどうか、という話がまいておまして。明日、実はその自治体の幹部職員とちょっと私が会うことになっております。現地調査は既に終了しているようでありますが、また明日、明後日と現地はつぶさにまた見て回りたいということでもあります。

この問題が成就するのか、ほかの地域に誘致されてしまうのか、まだちょっと検討がつかいませんけれども、今これについて全力を挙げて当市に誘致をするように。面積的にはやはり10ヘクタール程が必要だということを申し上げております。私どもの地域でそれに該当するとなりますと、この長森運動公園。何か作ったようであれですけれども10町歩ぴったりでありますし、地形的なものがどうかは別にいたしまして、そういうことで現地調査にお出でいただくということでもあります。

この件につきましてはこの推移を見ながら、誘致ができれば非常にありがたいわけでありまして、運動公園として当然整備をされていくわけでありまして。誘致ができなかった場合には、もう一度仕切り直して、これをどういうふうに活用していくかということその後に考えさせていただきたい。ということでちょっと歯切れの悪い答弁で申しわけございませんけれども、現状を申し上げまして答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

若井達男君 野外スポーツ施設の充実を

若干再質問、また自分の考えを述べさせていただきます。今ほど市長の方から、野球場建設については、やはりこの総合計画を踏まえた中で前向きに対応していきたいという話を伺って、ほっとしたところであります。今ほどの答弁の中に柏崎の佐藤池野球場のお話が出ましたが。確かにここは建設費はかかって然るべきだというふうに私も思っております。沼地の中の建設でございました。

そしてこれも県の高校野球の決勝大会までやっておられる球場です。やはりそこまでとなるとかなりの建設費、18億円、20億円というものが出てくるのではないかと思います。先ほど申し上げましたようにこれから可能性のある、用地的にも、地権者、地域の同意が得られる中に、駐車場スペースそういった所を考えた中には、大原運動公園の充実というものが一番ではないかというふうに考えております。大原運動公園についての市長の見解をひとつお聞かせください。

それから陸上競技場につきましては、確かに本当に今ある3市2町の中でどこまでかといわれることはあるとしましても、その前段階の施設等はやはり市として考えていかなければならないと。大会は今ある全天候　今、工事中であると思えますけれども、笹山陸上競技場で、これはそれをもって行うも良いとは思いますが、やはりその段階として、今の状況よりは進歩した、進んだ取り組みが必要であるというふうに考えております。

それから長森運動公園でございます。長森運動公園につきましては、今ほどの市長の答弁にありましたが明日、その関係団体のそれぞれの担当といった方とお会いするという事です。これは極めて私はいい話だというふうに今ほどの答弁でうかがいました。やはり願うことならば、これがまっすぐ進んでいただきたい、成就していただきたいと。10町歩の土地というものは集めた土地を売るには簡単ですが、用地取得となりますと地権者の20人、30人はすぐ出てまいります。そういう意味で今の話が前向きに進むことをこれは期待申し上げます。そんなことで再質問を終わります。

市　　長　　野外スポーツ施設の充実を

若井議員の再質問にお答えいたします。この野球場建設の予定地といいますか候補地の中で、大原運動公園はやはり有力な候補地だというふうに認識はしておりますが、まだ面積的に、今の部分から野球場建設に必要な部分を買増しといいますか　あの辺はまだ相当土地はあるようでありますけれども　そういう作業が出てくるのかなと思っております。非常に位置的にも、そしてスポーツ施設をある意味で1か所に集中させるという部分についても、有力な候補地のひとつというふうに一応認識はしております。

陸上競技場につきましては、そういうふうにご理解いただければ大変ありがたいわけでありまして。中学校グラウンド等も含めて、やはり今よりはもう少し進歩したといえますが、正式な大会は別にいたしましても、予選とかそういうことができる程度のグラウンド部分については、今後考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

3番目であります。私どもがこれを誘致をしようという中で、今一番憂慮しているのは雪の問題でありまして、冬季間どういう使用ができるのか。そして施設のどういうものをまた作ろうとしていくのか。野球場、サッカー場、いろいろな項目はあがってきているのです。しかしながら何を、どういうものを何面、という部分はまだ具体的にはまだありませんので、その辺もみな見ながらやっていかなければならないわけでありまして。いずれにいたしましても、何とか誘致をしたいという思いで、全力を尽くしてみたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

若井達男君　　終わります。

議　　長　　質問順位2番、議席番号18番・岩野　松君。

岩野　松君　　おはようございます。質問要項にあわせて一般質問をしたいと思えます。

1　介護保険どう変わったか

最初は介護保険はどう変わったのか。介護保険は3年ごとに利用者のニーズに合わせるという目的で改正すると。そして今年は4月から改正になりました。3年前に変わった時には始

まって半年ぐらいでしたので、あまり住民にも変化、変わるとかそういうことの認識はなかったかと思えますけれども、今回はずいぶん変わった改正になったのかなということで、その点についてお尋ねします。

まず1番目が施設待機者の現状はどうなっているのか。来年度から苗場福祉会の特養施設が開設することになっています。来年度というか来年からですが、それによってこの南魚沼市内の待機者の状況はどう変わるのか。以前この建設が決まった時点では、これができれば解消するという答弁をいただいていたのですが、現在はどのようなのでしょうか。国の方針としては、この特養の入所施設の建設はこれから極力抑えて、地域密着型サービスを新設し、小規模施設サービス　これは30人以内というふうに書いてありますが　これをどんどん作っていく方針と聞いております。

また、今、作り始めている坂戸にできる施設もこれに該当するのでしょうか。聞くところによりますと入居料200万円、月に12～13万円ぐらい必要とかといわれております。これらの施設は、特養に入るように所得による減額措置はないと聞いていますが本当なのでしょうか。また入居希望の手続きそれから入居範囲などはどのようになるのでしょうか。

2番目の要介護1以下の高齢者の福祉用具についてお尋ねします。介護1以下の福祉用具が利用制限になります。それによって当市では影響を受ける人たちはどれくらいいるのか。また、今まで利用していた人たちへ一律に制限すべきでないと思うが、市はどのように対応していこうとしているのかお聞かせください。

3番目は、認定変更によってどのような不具合が生じるか。ケアマネージャーの報酬規定も変わりました。全国では要支援者へのケアプラン作成が遅れたり、受けられないケースもあると報道されております。南魚沼市ではそのようなことはあってはならないし、ないと思うのですけれどもどうなのでしょう。今までケアプラン作成はケアマネージャーの報酬が一律1人8,500円だったそうです。それが今年の改定で介護が3から5のマネープランを作ったときには1万3,000円。そして1から2が1万円。しかし要支援は4,000円になり、しかもそのケアマネージャー1人で受け持つ人数も、確か制限されて30人だというふうに聞いていますが、本当なのでしょうか。これでは1枚書くのに高くなる方へ走るのは当たり前であります。

そして今年から地域包括支援センターという制度が始まりました。この要支援はその管轄になると聞いていますが、地域包括支援センターについても詳しくお知らせください。以上。

2 「米国産輸入牛肉」学校給食に使わないで

次2つめの質問です。米国産の輸入牛肉を学校給食などに使わないでください、ということです。6月議会で当市も、早急の米国産牛肉輸入の反対決議をいたしました。議会在終わるやすく、国民の不安や反対を押し切って、小泉首相の手土産のひとつとして輸入が再開になりました。再開の条件は国民が求める全頭検査などではなく、前回と同じ20カ月以下、危険部位の除去だけで再開になったわけであります。この10月からは食品表示義務が強化

されますが、ハンバーグなどが当たるといいます二次加工品といわれるものについては、その強化義務はありません。

小泉首相はそのことについて、今後は消費者の判断ですと言っていました。しかし外食や学校給食、保育所の給食などは出てきたものを食べさせられるのです。判断できません。実は8月10日にこのことを憂いて、「国民の食料と健康を守る全国連絡会議」というものがありますが、通称「食健連」といっています。そこで学校給食などに米国産牛肉を使用しないよう指導するような要請を文科省などに行いました。文科省の担当者は、食材は学校設置者の判断で決めるので、指導や働きかけはしない、という回答でありました。

皆さんご存知のようにこのBSEは、英国で始まり原因は肉骨粉による抵抗感染で潜伏期間を経て確実に死に至ります。BSEの病原体は細菌でもウイルスでもなく、異常プリオン蛋白といわれ、牛ではこのプリオンの蓄積の多いところは脳や脊髄、目、回腸遠位部などに特定危険部位となっております。研究によりますと仔牛の病牛の脳をわずか1グラム食わせただけで、数年後に発病するともいわれております。アメリカ牛肉の背骨混入で輸入がストップしたのは当然のことではないでしょうか。

アメリカは今現在も感染源である肉骨粉の全面禁止はしていません。BSEの全頭検査もしていません。これだけでも危険性があります。またわずかこの1年4カ月で、輸入禁止になってからだと思いますけれども、食肉処理施設におけるBSEの違反記録が1,000件との報告もあり、例えば10才の牛を30カ月というふうに偽って報告しているなど現場の皆さんさもうかがえます。

輸入再開で加工や特に冷凍食品などに米国産牛肉が使用される危険があります。食べる児童や子供に判断はできません。ぜひとも学校や保育所に、子供たちの生命・安全を守るためにも学校設置者として、給食には使わない指導を強化すべきと思います。いかがでしょうか。以上1回目の質問終わらせていただきます。よろしくお願いします。

市長 岩野議員の質問にお答えいたします。

1 介護保険どう変わったか

介護保険の関係であります。施設待機者の状況ということでもあります。これは18年の6月末現在で調べましたところ、みなみ園274、まいこ園228、八色園63、ゆのさと園155、合計720という数字が出ておりますが、これは重複申込者が相当居りますので実質申込者数は大体340～350人前後ではないかというふうに、とらえているところであります。参考といたしまして、去年の2月1日調査での実質申込者、これは当然旧塩沢町を含みますが、310人ということでありました。そんな状況だと思っております。

そこでこの第3期介護保険事業計画での地域密着型サービス施設の整備計画が出ているわけです。その中には小規模多機能ホーム、これは箇所数で8箇所、定員で193収容といいますが、支援できるということでもあります。これは9月1日現在2箇所開設しております、リゾート畦地、それからリゾート川窪、この2箇所。それからまた年内に2箇所開設予定、これは五日町の越南園の隣にこれはグループホームであります。それからもうひと

つは塩沢目来田、グループホーム大空の隣に開設予定ということであります。

それから小規模有料老人ホーム、坂戸の件でありますけれどもこれは減免措置は無いようでありまして、1箇所坂戸に建設中でありまして、年内に開設をしようということでありまして、もうひとつ認知症対応型のグループホームは4箇所を予定をしております、63名を予定しております。先ほど言いました小規模多機能は要支援1から対象でありますし、小規模有料老人ホーム、坂戸の部分も含めましてこれは要介護1から対応します。これから申し上げます認知症対応型のグループホーム、これは要介護2から対象になるということです。6月1日に1箇所開設をしております、これは塩沢の雲洞のつばき園でしょうか、グループホームつばき園は開設済みでありまして、これは4箇所一応開設しよう。併せますと14箇所です308人の入所を予定されるわけでありまして。

ここに議員おっしゃっていただいた苗場福祉会の、来年1月から開始になりますが、これは「こころの杜」という名称になるようでありまして。これが80人でありまして、388という数字が出てくるわけでありまして。入所可能な室数といえますか。そういうことでありまして、これが開設をされたあかつきにはほぼ待機者は解消されるというふうに期待をしているところであります。また今後、どのように増えてくるのかというのがちょっとわかりませんので、現在の数字で申し上げますとほぼ待機状況が解消されるという状況であるということでありまして。

要介護1以下の高齢者の福祉用具についてであります。当然この用具については貸与それから購入に分けられるわけでありまして、この10月以降、福祉用具の貸与サービスにおいて軽度者 要支援1、2それから要介護1の皆さんであります。につきましては本人の生活あるいは身体的状況を勘案して、サービスが必要とされる「一定の条件」に当てはまる場合を除いて、介護保険での保険給付は行われぬということでありまして。

その趣旨であります、福祉用具の貸与サービスはもともと「便利だから」すぐ使おうというそういう趣旨ではありません、身体状況に応じて必要と判断された方が利用できるサービスということでありまして、その辺を徹底していこうということです。この変更については「便利さ」を優先するがゆえに重度化や給付増につながったこういう実態もあるわけでありまして、これらを制度本来の「自立支援」への趣旨、ここに徹底をさせていこうということでありまして。将来にわたってこの制度の維持、持続可能これを図っていくためには、中重度者に対するこの支援を強化していかなければならないと、そういうことが変更の主な理由であります。

では、この用具貸与の変更点、これをちょっと申し上げます。「一定の条件」に当てはまらなければ保険給付での貸与ができない。これは車椅子・その付属品、特殊寝台・その付属品、床ずれ防止用具あるいは体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトこの8種類。

この「一定の条件」というのは何かということでありまして、原則として要介護認定の際の認定調査票を用いて判定し、条件に当てはまる方については貸与が可能だと。これは例といたしまして、特殊寝台を例えば貸与する場合の「一定の条件」ということになりま

すと、認定調査票において「日常的に起き上がりが困難」あるいは「日常的に寝返りが困難」
こういう判断が出なければ、この特殊寝台は貸与できないということであります。

車椅子の場合につきましては「日常的に歩行が困難」というふうに判断をされる。または
地域包括支援センターの職員あるいは介護支援専門員等が参加するサービス担当者会議、こ
れを通じた適切なケアマネジメントによりまして、「日常生活範囲において移動の支援が特に
必要」と認められた場合ということです。なかなか文言が平易に書いてありませんので、役
人用語ですので、ごく詳しいことはあとで担当課長がもし必要でしたら説明申し上げますの
で。こういう書き方でありますのでご理解をいただきたいと思えます。

それからこの要介護度に関わらず貸与可能なものもあるわけでありまして。例えば手すり、
スロープ、歩行器、歩行補助つえ、この4種類は要介護度に関わらず貸与が可能です。

そんな状況であります。また制度変更によりまして福祉用具貸与ができなくなる軽度者に
ついて、地域包括支援センター職員あるいはケアマネージャーと相談の上で、本人の希望で
必要であれば自費で購入する、こういう対応を今しているというところでありまして、これ
からお願いしていかねばならないということでもあります。これはあくまでも先ほど申し
上げましたように、便利だから使う、という趣旨については自費購入をお願いしていくとい
うことでもあります。

次に、福祉用具貸与を含めて介護サービスを利用する場合は、費用額の1割を自己負担し
てもらって、9割が保険給付ということです。市独自の優遇措置は、今のところは設けてお
りません。

今度は福祉用具の購入についてであります。この購入につきましても、年間利用額10万
円という制限がございます。必要に応じて1割の自己負担で購入できる。対象品は腰掛の
便座とか入浴補助具、簡易浴槽、特殊尿器、移動用リフトつり具部分、この5種類に限られ
ているところであります。そんな状況でありますのでまた詳しく何て言いますか・・・今の
部分というのは、本当に法律に書かれている部分をさっと説明しているだけでありますので、
具体的なこの場合はどうだ、こういう場合はどうだという部分については、後ほど担当課で
ひとつ伺っていただければ、十分に説明をさせていただきますのでお願いいたします。

認定変更によってどのような不具合があるか。要介護1以上から要支援1・2に変更認定
になると、介護保険施設、これは特養、老健、療養型病床、この利用ができないということ。
これは従来どおりであります。要介護2以上の者が要介護1以下になりますと、福祉用具の
一部レンタルが利用できない。一定の条件によっては利用可能になることもあるようであり
ます。それから要介護度が軽度になりますと、在宅サービス利用限度額が減額される。重度
になると、これは当然でありますけれども増額されるということでもあります。1カ月の利用
額はここへありますけれどもちょっと申し上げます。細かくなっていますので。

4月の制度改正によりまして、旧制度で「要介護1」の認定を受けていた方は、状況の改
善可能性に着目して新たに「要介護1」と「要支援2」に区分されるということになりました。
これは本人の状況に変化がないということを前提とした部分であります。

「要介護1」は生活機能の一部に低下が見られる場合、「要支援2」は状態の改善の可能性が高いと見られる場合。こういうふうに「要介護1」の場合は生活機能の一部に低下が見られる場合。「要支援2」は状態の改善の可能性が高いと見られる場合に、こういうふうになっていくということでありませう。

要支援1・2の皆さん方は、4月から設置をされました最寄りの地域包括支援センターが、状態の維持改善・自立支援に向けて、本人に見合うように作成した介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用することになっているということでありませう。

なお、一定期間経過後にケアプランで認定された目標を達成されたかを評価して、また必要に応じて見直しがなされるということになっているわけでありませう。これは直近の要介護1からの変更状況でありませうが、前回調査で改正前でありませう。今回の調査で改正後に、自立は2人でありませうして、これは0.4パーセントくらいの割合です。要支援1になった方が44名、これは9.7パーセント。要支援2が109人で24パーセント。そのまま要介護1の方が157人、要介護2になった方が142人、これを合わせますと65パーセントくらいですか。現状維持と重度化に進んでいる方が約65パーセント。軽度化、軽くなったというふうに見られる方が34.1パーセントです。そういう状況が結果として今出ておりませう。そんな状況でありませうるのでまたご理解をいただきたいと思ひませう。

2 「米産輸入牛肉」学校給食に使わないで

輸入牛肉の関係につきましては、教育長に答弁をさせますのでよろしくお願ひいたします。

教育長 2 「米産輸入牛肉」学校給食に使わないで

簡潔に申し上げます。今現在、私どもの学校給食におきましては、牛肉は使用してございませう。それから牛肉のエキスが混入している食品についても、使用してございませう。栄養のバランス等々につきましては、豚肉、鶏肉の使用によりバランスを考えた献立を作成してございませう。以上でございませう。

岩野 松君 いろいろありがとうございました。

1 介護保険どう変わったか

再質問といたしまして、特に介護保険の方なのですけれども、今、市で予定しているものがすべて建設されれば、今現在の待機者はなんとか解消できるという数値ですな。この前のときもそのような感じだったのですけれども、確かに高齢者が増えていきますから、次々と希望者も増えるのかなということ、追いつかない状況はどこでもあるのではないかと思ひませう。そういう意味ではもともとこの介護保険は、家庭で介護をする状況を社会が作り出すということがうたい文句だったと思ひませう。そういう意味ではまだここでは、先ほど南雲議員は夜間の診療もということをおっしゃりましたが、正式には夜間診療とかそういうことがまだ具体化されていませう。新しい介護保険法の中では、その制度はあるやに聞いてございませうけれども、もっと人口の多い地域が、まずするのだというふうに聞いてございませう。そういう意味ではこれからの課題でもあるかと思ひませうが、ぜひ待機者の不安がないようにして欲しいということをお願ひしておきませう。

それから高齢者の福祉用具のことです。実はある方で90以上の方なのですが、1人暮らしで、5年間ずっと介護度1を維持してきています。そして車椅子の電動式というのですか、それを借りていて非常にありがたいと。なぜかというとなんか1人暮らしなので、買い物をするのがまず一番困るのだ、ということでありました。そして1人暮らしなので、人もそんなに尋ねて来るわけではないとき、お天気のいい日はこれを使いながら周りの景色を見たり、非常に気分転換もさせていただき、介護度を上げない努力もして本当にありがたいと言っておりました。

それがどうもだめになるのではないかとということで、業者はしきりに買え買えと言ってくると。買って欲しいと。しかしもう思川の方に近くなり利用できるのもあと1~2年かと思えば、その新車というかそれを買うだけの財力もないし、それが引き続き利用できるということはどうなのかと。

それで実は担当に、その「一定の条件」というのは大体どういうのですかと聞いたら、いろいろ書いてあるのです。本当にわかりにくいのですが、車椅子の利用は10メートル位以内歩けないような人でなければだめなのだということでした。外へ出るにはつえを突いて少しは歩けるけれども、そんなに歩けないと。家の中ではつえなしで10メートルばかりではないのかな、という言い方をしておりましたけれどもそういう例があります。ぜひ今まで利用して介護度を上げない努力を1人暮らしでされている、そういう人も含めてぜひご返答をしてください。

それから3番目の認定変更によっての不具合ですけれども。所信表明に7月現在と書いてありますがそれによりますと、介護度2から上の方は昨年に比べて増えているのですよね、今市長もおっしゃいましたように。しかし要介護度1は半分以下の数字になっているのです。そして要支援の2、1がずいぶん増え、去年は0であった自立も6人になっております。

普通高齢になれば現状維持か、体が大変になるから重くこそなれ軽くなるというのはどういう状況か。今までこういうことは、去年、一昨年を見るとそんなになかったように、それは少しもなかったとはいいませんけれども、こんなにはなかったというふうに思うがどういふことでしょうか。これは意図的なのかなと私はちょっと勘ぐったのです。

実は先ほど言いました地域包括支援センターですか、そこが要支援の1、2は見るということになったり、器具が借りられなくなるケースも多いし、ということもありまして今までどちらかという利便性を得ていた人たちも、そういうのが少なくなって引き続き介護ができる状況を作りだすが、というのが今回の改定の趣旨なのですけれども。こういうことはある意味では、今まで利用していたいろいろなことができなくなるというのは、介護取り上げにならないのでしょうか。

それと地域包括支援センターというのは、もともと高齢者が長い間自立で生活できるようにするために、保健士を中心としながら各地域ごとに地域を決めてそういう施設を作ると。そしてそういう人たちはそこで面倒を見るのだというふうになっています。今現在は、旧町といいますが、大和、六日町、塩沢に各1箇所ずつで、市が運営していますけれども、新潟

市などでは、これが全部民間委託になっていると聞いております。そういう方向性は考えておられるかどうかもお聞かせください。

そして自立支援に向けて包括センターがあるわけですが、市民への説明とかはどうかたちで行われているのでしょうか。係にお聞きしましたら、3月から5月までですか、6月までですか、公報ではお知らせしましたということでした。新しく変わったことについても含めてです。しかし皆さんにおあげするのはこれだというふうに聞きましたけれども、とってもわかりにくいのです。それで市が違うからという言い方はない。私はたまたまある関係で新潟市が市民に配ったこれをいただいてきました。非常にわかりやすいです。そして、ちゃんとこれは新しい、これは今までのものだ、というのが書いてあります。そしてそれ以上わからないところはここへお聞きください、ということが書いてあって、とっても市民にわかりやすいものでした。

そういう意味ではぜひ、これから高齢者は増えるばかりですので、できたら全市民にこういうものを配っていただきたいなと。これは1枚になっておりますので、やはり取って置いたり、必要の方はちゃんとどこか挟んで保存しておくということになりますので、ぜひこういうのを何とか考えて欲しいなというふうに思っております。

それとこれは全く関係ない余談ですが、先月合併記念ということで、美術館が5つとそれからそれなりの寺院5つの開放がありました。私も行ったことがない寺院に行きまして、非常にいい企画だったというふうに思っています。その後、私がいろいろな方にお聞きしても、知らなかったという人が大半で、「そういいがだったら行ってこいばよかったな」という人、ずいぶんお聞きしました。やはり公報には書いてありましたが、その関係の人にはそれなりものが若干きて、「俺のところにはそういうものが来た」とか・・・

議長 通告の内容と違うものに対しては極力避けていただきたいと思います。

岩野 松君 はい。そういう例がありましたのでぜひ、広報活動についても配慮を願いたいということです。以上です。

市長 再質問にお答えいたします。

1 介護保険どう変わったか

1番目の待機者の件であります。最初に答弁申し上げましたように、数字的にはそういうかたちが出ておりますので、何とか待機者ゼロという方向が出るのだらうと思っております。けれども、将来のことはどの程度またそういう皆さんが、何といいますか需要が増えてくるという部分がちょっとつかめませんので、今の段階ではこの数字だけで言えば何とかなるだらうと。不安のないようにということですが当然でありますので、待機者の皆さん方に不安を感じさせないような方法は、それぞれ考えていかなければならないというふうに思っております。

車椅子で90歳の、こういう具体的な部分になりますと、とても私がここで、ではそれはその車椅子を貸しておくとか、貸されないとかいうことは申し上げられませんので。ひとつ担当とよく相談をしながら、またその地域包括センターですか、ケアマネですか、そういう

皆さん方ともよく相談をしながら、お年寄りの皆さんからそういうものを取り上げる、ということが趣旨ではありませんので。ただ、それに頼りすぎて自立が阻害される、介護度が増えていくというような部分が出る場合には、血も涙もないなんてことを言われるようなことをするのもわかりませんが、ここはひとつ具体的な部分でありますので、担当課あるいはその関係者とよくご相談いただきたいと思います。と思っております。

軽くなったのはどういうことかというこれは、意図的に軽くしているということはありません。ご承知のように認定審査会ですか、この皆さん方が1人や2人ではないわけですから、これを意図的に軽くしようとか重くしようなんていうことは、まず、でき得ないと思っております。ではそこへ調査票を提出する地域包括支援センターの職員とか、ケアマネージャーとかそういう皆さん方が、意図的にそういう調査票をまたそこに出すなんてことも、まず私は考えられないと思っております。それは結果としてそういう措置が出たということだというふうにご理解いただかないとなかなか。何をやっても意図的かなんて言われますと、ちょっと答弁のしようありませんがそういう状況だと思っております。

支援センターの民間委託。当面は考えておりません。

それから広報問題につきましては、どういふふうにやれば皆さん方に納得していただけるのか。今、寺院めぐりとかそういう部分についての言及もありましたが、あれだけポスターも貼って、そしてチラシも出して、あるいは広報に出して、それで知らなかったと言われますと。広報というのは個々の家へ全部行くわけですね。では個々に全部連絡しろかという部分にもとられます。

それから大々的に何かやる場合の宣伝方法というのはいろいろありますけれども、今回は宣伝車を使って、広報活動までしたなんていうことには確かならなかつたと思います。けれども、広報といいますが情報を市民の皆さんに知らせるといふことについては、極力、意は用いておりますが、なかなかどういふふうにやっても知らなかつたという人が出てきて、非常に苦慮しているところでありますが、注意をしながら。先ほどの新潟市が出しておりますパンフレットですか、そういう部分についても参考にしながら、極力市民の皆さんに市の方の考え方や催し物が伝わるように、努力はしていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。このほかにまだ答弁漏れありましたら、担当課長の方から答弁申し上げます。

岩野 松君 1 介護保険どう変わったか

意図的という言い方は、ちょっと私も言い方が悪かつたかなと思います。今まではこんなに数字が変わることはなかつたものだから、今回新しい制度になつた中での制度への見方なのかな、というのも感じられたものですので、あえて言つたのですけれども。

この間テレビ放映で何回かされたのは、要支援になつた方が もちろんここより人口の多いところですが ケアマネージャーに断られて、そして今度地域の包括支援センターの保健士さんなりそういう方が書いてくれるのだそうだけれども、なかなか順番待ちがいっぱいあつてしてもらえないと。そうするともうマネージャーは来てくれない、認定は終わってし

まったというときには、どうなるのかということがありました。そうしたら自分でしなさいと。自分でもできるのだそうですけれども、そのテレビの放映では14枚も書類があっても大変だったということが報道されました。

この南魚沼市では、自分でするところまでいくのかどうかはわかりませんが、待たされるというケースは今のところ人口的には大丈夫なのかな、という思いがありますけれどもどうなのかお聞きしたいです。

2 「米国産輸入牛肉」学校給食に使わないで

それと先ほど輸入牛肉についての再質問がちょっと欠落してしまいましたので。厚労省の研究班ですけれども、BSEによる変形型ヤコブ病の発病者が、イギリスで非常に若い方から出たということが大問題になったわけです。そこから始まっているのですが、その発症者の遺伝子型を分析してみると、検査した87症例すべて 私もその部はわかりませんが、MM型であったというふうにいわれていて、この発症者と同じ遺伝子のMM型を持つ日本人は93パーセントに上ると。だから耳かきぐらいの、本当に1グラムの発症したものを食べただけでも牛が病気にかかるという非常に危険なものであります。

そういう意味では、肉骨粉、それが理由であるといわれていますけれども、アメリカではいまだに使用されていない。そして今の教育長の答弁では、今現在、牛肉は使用していないということでもあります。ぜひそれを指導と、それから栄養士等にも含めてそうだと思います。今、国民の中でも7~8割の人は食べないということをおられますが、ぜひ安全性が100パーセント、日本式の全頭検査なり 4つのやり方を日本はやっていますが 徹底されるまで使わないようにしてほしいというふうに思っております。以上です。

市長 1 介護保険どう変わったか

ただいまの再々質問の件につきましては、福祉課長に答弁をさせますのでよろしくお願ひします。

福祉課長 1 介護保険どう変わったか

介護予防の関係の計画の部分でちょっとお話しをさせていただきます。ケアマネの担当できる数、これにつきましては介護サービスについては35人、予防サービスについては8人ということです。予防サービスを半分にカウントすると4になるわけですが、合わせて40人程度という考え方で、この考え方のスタートは、今まで第2期計画までのケアマネの業務が非常に膨大になりまして、大勢の人をかかえる中でサービス計画が一部不都合があったというふうなことも受けて見直しを図られた。もう1つはそういったケアマネの仕事量が、そういう人的に問題があるというふうなことも含めて軽減されたということでございます。

これを受けまして今、介護サービスの方は今までどおり回っておりますが、介護予防サービス計画の方の8人が、かなりどこの市町村も縛りを受けておりまして苦慮しているところでございます。私どもの所では大体600人ぐらいの介護予防サービス計画を立てるということになりましたが、その内、今、市内にケアマネの方が50人程度いらっしゃいますので、400人までは大体委託できるだろうと。あと残りの200人が今のままですと委託できな

いというふうな状況ですので、市では今、地域包括支援センターの職員をもう少し充実して、この200人の対応をしたいということで準備を進めているところでございます。この600という数字は、この年度末から来年度にかけての数字でございますので、今まだ移行期間で支障が出ているという状態ではございませんが、こういったことが予想されるということで今、準備を進めているところでございます。

それから先ほどの認定の軽度化、重度化の関係でございます。今、徐々に認定の期間が来た方が認定変えになるわけですが、まだその認定の更新時期が来ない方が1割程度。17年度まで要介護1の方でまだその認定の更新時期が来ない方が230人ぐらいいらっしゃいます。この方々が今後更新を受けてどこにランク付けされるのかということで、軽度化、重度化という数字がまた変わってくるのではないかなというふうに思いますので、経過的な期間だというふうに見ていただければと思います。

それから当初国の方では、要介護1の方の7割から8割が要支援の方に回るのではないかなというふうなことでいっておられましたが、今の段階は34パーセントぐらいですので、この数字は変わってきますが、思ったより要支援の方に移行するのが少ないというふうになるのではないかなという今の状況でございます。

そういったことで介護予防サービスの関係は、たった今は支障は出ていませんが、そういった問題が危惧されますので準備中ということですので、もう少し様子を見させていただきたいと思います。以上でございます。

教 育 長 2 「米国产輸入牛肉」学校給食に使わないで

ご指摘にありましたように、安全性が確認されそして国民市民が納得するまで使わないでやっていきたいと、こんなふうに考えております。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

(午前10時53分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時10分)

議 長 一般質問を続行いたします。質問順位3番、議席番号5番・山田 勝君。

山田 勝君 9月11日、あの世界貿易センタービル、あのテロのビル崩壊事件から5年が経ちました。あのビル崩壊で亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、テロに対する怒りを禁じ得ないところであります。皆様と同じく私も市内にそういった事件や災害がないことを祈念する昨今であります。通告にしたがいまして2点質問させていただきます。

1 食育の推進を

1点目、食育の推進を、ということであります。食育基本法が平成17年に成立したわけですが、その成立に向けては非常な危機感を持って制定されております。子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食が生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであるとして、特に子供たちに対する食育は心身の成長および人格の形成に大きな影響を

及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎であるとしています。そしてこの法律は、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ家庭、学校、保育所、地域などを中心に国民運動として食育に取り組んでいくことが目的であるとしております。

この食育基本法に基づき、国の食育推進基本計画が発表されたわけではありますが、やはりこの計画の前段におきましても、わが国は近年健全な食生活が失われつつあり、わが国の食をめぐる現状は危機的な状況にあるとしています。その状況については多くの現象、状況が報告されております。アトピーや喘息といったアレルギー性疾患の増加。生活習慣病、肥満などそういった身体的な出現。そして栄養バランスの崩れからくる脱力感、やる気の減退。朝食を摂らない子供たちの精神的な不安定からくる学力の低下、イライラ、切れやすさ、そして非行の温床とまで考えられています。

原因としては近年の生活習慣の変化と多様化ではありますが、併せて食習慣の激変であります。不規則な生活時間と栄養バランスの崩れが氾濫していることは、皆様ご承知のとおりであります。

細々述べる必要もないと思いますので、個々データについては省略いたしますが、日本人としてはここ数十年で、人として始まって以来の大変化をしているのであります。自然界においては多少の変化は自然の持つ緩衝作用というものがあります。変化を吸収するかあるいはゆっくりとした変化におさまるように、自然界はそういう機能を持っているのです。人も自然界の一動物と見ると緩衝機能は持っているのですが、動物である部分を捨て欲望のままに生活していくうちに緩衝機能は弱くなり、過重な変化がこの緩衝領域から逸脱してしまっているようです。データの内容を調べるにしたがって、これでいいのか、このままでは日本人の体がだめになってしまう、と感じるわけであります。

そしてその中で特に影響を受けてしまうのが、子供たちなのです。親の姿を見て、親の生活や考え方をすべて受けとめてしまうからです。親御さんたちに理解していただくことも大切ですが、緊急を要するのは、子供たちに食を含めた生活リズムの大切さ、栄養のバランスや効果をわかってもらうことが重要であると思います。「いただきます」この言葉の中には、食べ物は天地一切から受け分けいただいたものであり、これにより自分が生かされているという、これこそ日本人の伝統としてつくり上げてきた神への感謝。すべてのものに感謝し、賜り物をいただくことを表現している言葉なのです。

先日、ある話を校長先生から伺いました。給食費はちゃんと払っているのだから「いただきます」を言わせないでください、という親御さんがいると聞きました。笑うに笑えず暗たんたる思いがしました。核家族化が進み単独世帯が増え、家庭における食の教育連鎖が途切れ、現在では個々の自主的な努力にゆだねるだけでは、健全な食生活の実現が望めない状況であります。以前は家庭の中に居るお年寄り、おじいちゃんやおばあちゃんが子供に伝えてきてくれたことを、残念ながら今は行政がやらなくてはいけない、やらなくてはならない、そういう状況になってきているのです。それも早急にです。

平成16年の頃から議会におきましても食育に関する議論がされ、何人もの議員が食育の推進を提唱してきましたが、国の基本計画や県の基本計画を待っているのか、現状におきましては市の食育に取り組む姿勢があまり活発ではないように感じられています。

給食センターに管理栄養士さんを増員して栄養などの管理と子供たちの指導も行っているように伺いました。栄養士さん達は本当に前向きに頑張っていると思います。しかし、実際は手が回らないのです。今、行政全体としてはどうでしょうか。食育に関する広報や資料は整っているのでしょうか。年間の指導計画を作られていると思いますが、学校ごとの効果などは検証評価されているのでしょうか。庁舎内で食育はどこが担当するのかを把握していない職員はいないでしょうか。政府も食育をしっかりとやると言っています。農水省も文科省も食育をしっかりとやると言っております。わが市も子供たちのために、食育、食の教育をしっかりと取り組もうではありませんか。

そこで次の点について伺いたいと思います。市においては現状の把握と緊急性の認識についてはどのように思っておられるのか。今後、家庭、学校、保育所、地域に対する食育推進運動の展開はどのように行っていくのか。伝統的食文化の伝承はどのように行っていくのか。食品の安全性、栄養に関する情報の提供はどのように行っていくのか。食育と体力、学力、非行等の関連性に関する調査研究はどのように進めていくのか。以上の点について食育に関して伺いたいと思います。

2 「地元施工」の活用を

続きまして2点目。「地元施工」の活用をということであります。従来から道路改修などについては、要望書といったかたちで行政にお願いしてきましたが、財政潤沢の折にはいくらでも行政で対応できていました。しかし現在の経済状況を勘案しますと、とてもすべて了解しましたとは言えないことは当然であります。少ない財源で効率よく執行していくことは非常に難しいと理解しています。

こういった中で提案したいのが「地元施工」の活用であります。例を挙げますと出生率2.12を記録した長野県の下條村です。若者定住住宅を建設するために資材支給事業を行い、多少の道路補修は地元の人達で実施するようにしてもらい、行政はその資材 生コン等になりますが それを支給し地元で実施するようにしてもらい、経費は約5分の1で済み、また同時に住民の方には自分達のことは自分達で、という意識が出てきているそうであります。またほかにも原材料支給事業や建設資材支給事業など、呼び方はいろいろありますが、多くの自治体で実施しております。市におきましてもそういう規定がありますが、当然そこには施行基準とか施工後の評価を実施して事業の妥当性をそれぞれ各自治体、検証しております。

わが市でも現行の公共事業施行スタイルから地元施行スタイルを採用し活用すべきであると思うのです。該当範囲は大半が道路関係にはなると考えられますが、小規模農林や公園事業にも活用できるはずで、支給資材としましては砕石、砂、生コン、融雪材、路面補修用アスファルトなどが考えられます。

自治会などにしても、要望では何年も実現できないことが、自らの作業によって速やかに地域を改修、改善でき、行政側にしても頭を悩ませた多くの要望事業から開放され、さらに財政は有効に活用されることとなるのです。

行政と市民の係わり方も従来のような依存者のための行政ではなく、つまり行政がサービスの提供をすることよりも市民の活動を補助する係わり方をすべきであると思います。市民にしても外部からのサービスに依存しているよりはるかに地域社会がうまくいくはずで

6月の定例会での一般質問でも述べましたが、行政が地域自治機能にもっともっとパワーを伝えるべきだと思うのです。その一手段として地元施工や原材料支給事業の拡大と推進をすべきと考えますが、以上あわせまして市長の考えを伺いたいと思います。以上2点、壇上からの質問を終わります。

市長 山田議員の質問にお答えいたします。

1 食育の推進を

食育の件であります、私に後にもまた教育長からも答弁をさせますのでその点をよろしくお願ひしたいと思っております。

この食育の件について全般的には議員のおっしゃっているとおりでありまして、同感であります。食育基本法が17年6月10日に成立したそうであります。この中では朝食を欠食する子供の割合を4パーセントから0パーセントに、そして学校給食における地場産物を使用する割合を21パーセントから30パーセントに、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合を8割といった目標を掲げて、18年から5か年計画で、国の食育推進基本計画がこの3月に制定されたところであります。

日本人の習性といいますが、以前にも申し上げましたが、シートベルトも法律で義務付けなければなかなかしないとか、あるいは健康増進法の中でも国民に、健康に関してきちんと個人個人でやっていけという部分も、また法律で制定しなければならないとか。この食育基本法もそうありますけれども、本来人間の持っている本能も含めて、そういうことをいちいち全部法律で制定をしなければ前進をしないという、今の国のといいますが、国民挙げてのそのあり方については、私は若干疑問があるところであります。が、現状としてはそういうことをやる以外に手がないということもありますので、それを否定をすることではありませぬけれども。

市の方ではこの保育園の親子食育教室、そしてJAと共催での夏休みの料理教室。あるいは食生活改善推進委員の活動による料理講習会だとか、そういうことの活動を行っているのが現状であります。

現在この健康増進計画これを策定しておりまして、栄養・食生活についてアンケート等によって現状・課題を把握して、新たな取り組みをしていかなければならないという活動に入ったところであります。先ほど申し上げましたように、生活習慣を自立的に変えていくということの難しさを非常に痛感しております。行政がこうしろと言ったから、どうしてその食べるものをそこに限定をして食べるかという、これはなかなかないわけありますし。た

だ、そうは申し上げましてもこのまま行けば、本当にそれこそ大変なことになってしまうという危惧は抱いておりますので、極力行政としてもこのことに取り組んでいかなければならない。

指導あるいは担当を職員はそういうことを理解しているかと。理解しているものだと思っておりますが、なお徹底をして、職員自らこの食育についてきちんと考えるような、そういう雰囲気醸成していかなければならないと思っております。

この緊急性については、当然でありますけれどもやはりあるわけでありまして、いかに学校教育の中も含めて、あるいはそこに上がる前の赤ちゃんの時代から、そういうことをきちんとやっていかなければならないと。そのことについての重要性は十分理解はしておるつもりであります、非常に難しい問題だという認識もひとつあります。

2 「地元施工」の活用を

2番目の「地元施工」の活用ということであります。これも本当におっしゃるとおりであります。現在、建設課のこの「地元施工」というのは、今年度8箇所、900万円。これは井戸が5件、道路1件、側溝1件、舗装1件、これだけの今のところは実績があるわけがあります。このほかに補修等を加えると数知れないというところがあります。

まちづくりの進め方、これにつきましては初日の所信表明でも申し上げておりますように、市民主役という観点でありますので、行政主導から市民自らのまちづくり、そして市民と行政の役割分担をきちんと図っていかなければならないと思っております。市民と行政との相互補完の形、市民が責任と主体を持って取り組む領域。2番目として市民が主導して行政が支援・協力する領域。そして市民と行政が協働して取り組む領域。行政が主導し、市民の参加・協力を得ながら取り組む領域。そして行政が責任を持って取り組む領域。これらに分類をされていくと思われませんが、この地方分権の中でも、自助、共助、公助、こういうふうに言われておりました、すべてのサービスが公の団体がカバーするというのではなくて、役割の見直しが必要になってきていると、これはもう自明の理だと思っております。

そういう中で前々から申し上げておりますように、来年度は事業項目というのか種目は、今、検討中ではありますが、旧町、大和・六日町・塩沢各地域に1地区ずつを選びましてモデル事業として取り組んでいきたいと。そして成果を上げる中で、旧、旧町村ですね、12地区あるわけありますので、その地域すべてがこういう形で取り組んでいけるようにやっていきたいと。来年度はその第一歩だという思いであります。

敬老会なんかは、今そういう形が非常に進んでおりました、その集落単位でやる地域、あるいはその地域がまとまってやる所　今ずっと敬老会にも出席しておりますけれども様々ではありますが、これはすべてが今、市民の皆さんといいますか、そういう方達が主導して行っていただいていると。そこに市が何がしかの補助といいますかそういう部分、お金を出したりそういうことでやっていっている。これは非常にいい形だと思っております、こういうことを見習いながら例にしながら、ほかの事業についても極力市民の皆さん方が、自分達の考え方の中で自分達の地域の特徴を出していけるような、そういう取り組みが

できる。そんなことを来年はちょっと模索してみたいというふうに考えておりますので、またそれぞれ知恵をお貸しいただければと思っております。以上であります。

教 育 長 1 食育の推進を

食育でございます。学校での取り組みにつきまして若干説明をさせていただきたいと、このように思います。議員お尋ねの中にありました、食育と非行等との関連性の調査というふうなことでございましたが、私ども教育委員会としてはこういう調査はやってございません。ただ、以前から新聞等々で伝えられるところによりますと、早寝、早起き、そして朝食をしっかり食べる子は学業成績もいいし、そしてすぐに切れるというふうな傾向は非常に少ない。こういうふうなことが言われております。

また最近では私立の学校においては、朝食給食というふうなことも試行が始まっていると聞いていますか、そういったことに取り組んでいる学校もあるというふうなことも伝えられております。それだけ正しい食事ということが必要だということになってきているのだろうと思います。

それから地場産の食品の使用率の向上というふうなことが、市長からのお話しの中にもございました。これはそれぞれの給食の形態等々がそれぞれ異なるものですから、同じ方法で、ということがなかなかできませんが、これまでも努力してまいりましたし、今後とも一層充実するよう努力してまいりたいと思っております。

議員のお話にもありましたように、おそらくおわかりのとおりであります。学校では食育に限りませんで、以前から健康三原則、つまり調和のとれた食事、適切な運動、十分な睡眠と休養というふうなことを子供たちにも指導してまいりましたし、学校便り等々を通じて、保護者あるいは地域にも語りかけるように今、努力を始めたところでございます。そういった努力の中でなかなか親の生活、親の食習慣、親の食事ということに、学校が直接指導とか介入ということではできませんけれども、子供たちに、正しい食事というふうなことをきちんと伝える中でそれを家庭に広めていきたいと、こんなふうに考えておるところでございます。以上でございます。

山田 勝君 再質問させていただきます。

1 食育の推進を

食育推進基本計画を策定開始ということではあります。食育を推進していくために必要なものは、やはりデータベース化とネットワークということが大きなポイントになるかと思えます。データベース化というのは問題点の把握ですね。こういった問題点があるのだから食育推進はどうしても必要なのだ、という裏付け化。食育と体力や知力など各事象の関連性について、やはり調査研究はすべきだと思います。

今後食育を総合的に推進するためには、人材の確保とやはりネットワーク、こういったものが大切だと思います。管理栄養士さん、学校関係者、食品卸やそれから行政、医師、そしてもうひとつボランティアの方々。これからの団塊の世代の方々が退職を迎えますが、そういった方を中心にして、この食育推進運動をやっていくと非常に効果が上がるものと思われ

ます。また食育推進計画を策定するに当たり、食育推進検討委員会、民間も含め、当然ボランティアも含め、そういった委員会を設置すべきと考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

2 「地元施工」の活用を

地元施工についてであります。現在も多々やっていただいたり、そういうのはあるように聞いております。900万円程の施工実績が決算の方であがっているのも確認しました。さらに地元の自治会もしくはそういった団体で、そういう地元施工を進めようとするのであれば、小さな工具類、例えば発電機やコンクリートはつり機、消雪散水ヘッド交換時に必要なコンクリートコア抜き機、そういったある程度の機器を市で備えていただいて貸し出すということは、検討の対象にならないものでしょうか。

さらに自治会が大きな事業を、結構土建関係とか勤めてられる方も多くいますので、自治会がもう少し大きな事業をするには、それこそ移動式クレーン、小型のバックホウ、そういったものがあると。さらに公園や街路の樹木の地域内の片付けなど考えれば、また今年の豪雪のときにもありました、本来は自然落下であるはずの屋根の上に大きな雪の塊ができたわけです。それを落とすため地域の人が、地域のそういった家々や子供たちの通路を守るために、そういった雪を落とすなど考えると、高所作業車があってもいいのではないかと思います。そういった資材関係について検討する余地があれば、ぜひ意見を伺いたいと思います。以上お願いします。

市長 1 食育の推進を

食育の関係であります。子供の朝食の欠食割合をゼロにしたいという目標を含んだ健康にいがた21実行計画がこの3月に定められております。当然であります。市もそれらを踏まえながら、先ほどちょっと触れました健康増進計画、これは委員がきちんとおりまして、この中で当然その食育部門についてもやっていくものだというふうに理解しております。

食育専門の委員会というのは、今のところはまだ設置はしていないし、ちょっとそこまでやらなくても健康増進計画の策定の中で対応できるものだというふうに、今は理解しております。が、現状があまり芳しい方向に向かなければ、今おっしゃったように、またそのことに絞ってやっていくことも必要かと思えます。現状は、この健康増進計画の策定の中で対応していきたいというふうに考えておりますので。この委員の皆さんはそれぞれ各専門分野で、そういうところから選んだ皆さんですから、大体まんべんなく網羅しているという人材だというふうに理解しております。

2 「地元施工」の活用を

地元施工の関係であります。機材や重機はどうしても必要でありまして、今までの対応では、やはりその機材、重機等はレンタルといいますが、それを所有している業者やあるいはそういう関係の会社からそれをお借りいただいて、それはそれでレンタル料として市の補助の中で払うとか、市が別個に払ってとか、そういう対応をしてきたわけでありまして。これからそういう部分に限っては、市でそれを購入して貸し出すということではなくて、レン

タル的な部分を活用していただくというふうに思っております。

簡単な工具等は確か市にも若干あるのかもわかりませんが、その重機関係になりますとちょっとこれはやはり無理がありますので、そういうレンタル制度を利用しながら、地元の皆さん方からそれぞれ自主的にやっていただくというのがベターかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田 勝君 再々質問させていただきます。

1 食育の推進を

健康増進計画、この中に先ほど私が最初に伺いました食育推進運動の展開、伝統的食文化の伝承、安全性、栄養に関する情報の発信、そういった諸々が含まれているようであれば、ぜひそこでやっていただければそれで問題ないと思います。その辺を確認させていただきたいと思います。

2 「地元施工」の活用を

さらにレンタルというのはやはり、そうですね、市の方で各1台ぐらいを持っていられることによって、活用の利便性は格段に上がると思っております。いちいちレンタルに行ってしまうのこのこのというよりも、役場の方へお願いすれば貸してくれるよという、そういったものがぜひ必要だと思います。機材についても一通り点検をしてどのような需要があるのかを検討されて、ぜひ小工具については必要なものはとり揃えていただければと思います。以上質問を終わります。

市 長 1 食育の推進を

この健康増進計画の中にはすべての部分を含んでおりますので、食育関係についてもこの中できちんと議論をしていくということになる方向であります。

2 「地元施工」の活用を

機材の件ですが、ちょっとやはり議員と私の考え方が違うようであります。これは例えば市で一通り揃えたといたしましても、今度は需要の方が。今、来年は例えばモデル1地区ずつ、3箇所であります。将来的には12地区全部やっていこうという思いでありますので、とてもその市が一通りワンズパンだけは揃えてあるよといいましても、それこそ今度はおっつかないという状況が生まれやしないかということもあります。それ以前にもう市販といいますが、いわゆる民間の中でそういう部分のレンタルはずっとあるわけですので、それを利用する方が現実的だと思いますし、やはり利便性もその方があるのではないかなという気がしております。またちょっとこう観点が違うようでありましたら、担当課の方とちょっとまた話しをしていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

山田 勝君 終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時45分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長　ここで局長より発言を求められておりますのでこれを許します。

議会事務局長　訂正のお願いとそれから午後の日程の関係でお話があります。1点目はお手元に配付の一般質問の表紙、18年6月となっておりますので9月と訂正願いたいと思います。

それから、急きよであります。今日日本会議終了後、議会運営委員会を開催いたしますので関係委員の方は301の会議室の方に集合願いたいと思います。以上です。

議長　一般質問を続行いたします。質問順位4番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君　ちょうど昼の一番ということでこういう時間帯でございますけれども、私は声がでかいとみなさんに言っていただいておりますので、さらに声を大きくさせていただいて大事な貴重な時間を頑張っていきたいと思っております。よろしく願います。

市民の目線に立って通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1　ガン対策強化へ全力で

最初にガン対策強化の取り組みについてであります。日本の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで死亡しています。さらに、10年後にはこのままでは残念ながら2人に1人ががんで死亡されるという予想も出ております。急速な高齢化によってがんの発生が急増しております。がん対策基本法が6月に成立し、来年4月1日より施行されます。がん対策で日本は非常に立ちおけております。放射線治療と緩和ケアの充実が盛り込まれて、がん患者が移住する地域に関わらず適切ながん治療を受けられ、しかもがん患者が治療方針を選択できる医療制度の整備などを謳った基本理念を定め、がん予防及び早期発見の推進、がん医療の格差是正の促進、またがん研究の推進を柱とする基本的施策も定めております。ポイントは1点目に放射線治療や品質管理の専門家の育成です。

2点目に先ほど言ったように緩和ケアの充実であります。放射線治療の専門医というのは全国で500人しかおりません。放射線治療が少なかった。今までなぜ少なかったのか。その理由はかつて日本のがんの代名詞は胃がんであったわけでありまして。すなわち、手術治療が主流でありました。しかし、冷蔵庫の普及で食品の衛生状況が良くなるにつれて発症例は少なく、代わって乳ガンや前立ガンなどが増え、さらに患者の高齢化が進み手術には耐えられない患者が増えているためであります。放射線治療の出番が急速に多くなってきました。

米国では現在がん患者の65パーセントが放射線治療を受けておりますが、日本でも10年後には国民全体の4人に1人が放射線治療を受ける要員と推測されております。500人程度しかいないこの医師ではとうてい対応はできません。専門医の育成が急務であります。あわせて放射線治療機器の品質改良を行う放射線治療品質管理士などの育成も必要であります。

そこで、日本は死ということを生かすことからも意識からも排除しております。できるだけ触れないようにしております。いわば永遠に生きるつもりでいるわけでありまして。こういうムードから身体に対する潔癖性が過剰になりまして、悪いところはきれいさっぱり切り取って永遠に生きたいと思っております。これは、人間の本性であります。放射線治療のように治ったか治らないかがはっきりしない治療では、十分満足感を与えないのかもしれない。日本

人の致死観はがん治療に大きな影響を与えております。永遠に生きるとするならば完治は絶対的意味を持ち、緩和ケアの発想は成立する余地もありません。

しかし、人の死亡率は100パーセントであります。残念ながら200歳までは生きられません。この限られた命、大切な命を人間どう生きたか、どう生きるべきか、これが1人の人間として大切であると私は感じます。一方、先般の国会でがん登録制は法律で盛り込まれませんでした。私はがん患者が罹患状況を把握するためにも地方自治体が進めるがん登録を望みます。そこで、がん対策の強化につき、まず市長はがん登録制についてどのようにお考えか。また、がん対策法をどのように感じられているのか。基幹病院の進むべき方向も含まれますのでお聞かせください。

女性のがん死亡原因のトップは乳がんであります。日本女性の20人に1人が乳がんであるといわれております。そこで、マンモグラフィ検診の普及が死亡率減少に役立っております。当市においても40歳以上の偶数年齢の女性の方対象に行っております。17年度は対象者に対して22.6パーセントの方が受診されております。ただ、気になるのはこの1,100名の受診者のうち要検査が189名、17.2パーセントという数字であります。そのうち異常ないという方も31名いましたのでよかったのですがけれども、本年度は今現在、検診のまっ最中でありましてけれども現状をお聞かせいただきたいと思っております。また、検診を現在の40歳偶数年齢から希望者全員に検診できないものか市長にお伺いします。

2 予防介護・予防医療へ健康推進をはかれ

2点目に、予防介護・予防医療の健康推進について質問いたします。介護予防システムがスタートしました。私は就任以来一貫して予防医療・予防介護、またかといわれるぐらい訴えてきました。またしております。それは、市民全員が健康であることを望んでいるからであります。介護を受けている方に良くなってもらいたいと望んでいるからであります。私が心配しているのは、国で給付する内容については何も心配しておりません。それは、どんなことをしてもやっていかなければならないからであります。

家族に要介護の方がいられ頑張っている家族はもとより、何よりも本人が一番つらいということでもあります。少しでも応援してあげたい。長生きしてよかった。そんな我が愛する市、南魚沼市でありたいと思うのは私だけではないと思っております。どうしたら支援できるのか。井口市長を始め担当部署が必死になって一生懸命やっております。頭が下がります。頑張ってくださいたいです。

そこで、別の観点から私が訴えたいのは、医療制度が受けられない人、また1,500名の予備軍と称される元気な方たちに、ますます元気に長生きして社会に貢献していただきたいということでもあります。

高齢期を生き生きと過ごすための条件は3つあるといわれております。1つに健康であること。そして経済的基盤がしっかりしていること。そして社会参加をしていることでもあります。これからの5年間で約1,000万人の人々が60歳を越えます。日本は超高齢化社会に突入しているわけでもあります。

ところで、高齢者が増えると要介護者が増大して社会が停滞するように思われますが、実はそうではないと私は考えます。国では要介護者は65歳以上の17パーセント前後であります。当市においては1,039名、6.6パーセントという数字が出ておりますけれども、この数字に関しまして私は触れませんが、80パーセントを超える人は元気なわけでありませぬ。何よりもこの国の3,000万人といわれる元気な高齢者の方がいるわけでありませぬ。この人々は能力があり自由時間がふんだんにあります。こうした人々が自主的に地域社会において立派に貢献していれば、世に中を活性化していくこととなります。その力を今や介護される側からする側にどう意識変革していくかが大切であります。本年度中に予定しているボランティアセンターの設立が私は楽しみであります。そこで通告に基づき3点質問させていただきます。

1点目に、60歳を越えた市民に体力測定を勧めてはどうか、ということであります。まず、自分の体力チェックをして健康意識を高めていただきたいということであります。

2点目に、予防の促進に口腔ケアの推進が謳われています。具体的にどのようにされているのかお聞かせください。

最後に健康増進にディスポートの温水プール・トレーニングルームを月1回でも良いですので開放できないかということであります。今、多くの医師の方々が水中運動の効果を認めております。水中運動は腰痛や関節痛に良いだけではなくして、生活習慣病の予防に大変良いということで注目されております。予防医学に大きな意味をもっております。社会全体がもっと予防医学に目を向けなければ生活習慣病で苦しむ人々の数も減ってきませぬ。

そこで、関連いたしますのでお聞きします。今、旧大和町にあるB&G、今後どのように考えられているかということであります。今後を考えたとき、ディスポートだけではどうい対応できないと思います。子供の体力推進についても、高齢者の介護予防についても、またこれからの基幹病院の建設のことを考えても大事な部分なのでお聞かせください。以上大きく分けて2点質問いたします。以上です。

市長 中沢議員の質問にお答えいたします。

1 ガン対策強化へ全力で

がん対策強化へ全力でということですが、その前にこのがん登録制、あるいはがん対策法をどう思うかということであります。今、議員おっしゃったように、欧米と日本で、日本というかアジア系と申しましょうか、死というものの考え方について非常に相違があるといひますか。昔、ご存知でしょうけれども清の始皇帝は不老長寿の薬を部下に探すように命じて今現在でも末裔がまだその薬を探し回っているという伝説があるくらい、やはりアジア系といひますか、中国から出たそういう文化というものは、なかなか生死観におよびますと非常に欧米とすぐ同一になるということではない。そういうことも含めましてがんの登録制ということについて馴染むのか馴染まないのか、私はちょっと自分では判断ができないところであります。医師がご本人にがんの宣告をするということは増えてきているようでありませぬけれども、まだまだ本人には知らせないで欲しいとか、そういう考え方も非常にあるわ

けでありますので。

がん登録制あるいはがん対策法。対策法そのものは否定することは全くございません。そういう法律ができてその活動によって、がんが減っていくということになればこれはもう論を待たないところであります。生死観にまで及んだ部分については私が今、お答えはできませんが、自分の考えとすればなかなかどうもそこまで。議員おっしゃったように、死は必ず訪れますし、綾小路きみまろではありませんが人間の死亡率は100パーセントであります。それはわかってはおりますけれども、なかなか死というものと直面するそういう気持ちに、今の段階ではまだなれない部分がありまして非常に難しいところであります。この辺については私が自分の考えはこうだということまで、まだ深く詰めたことがございませんのでそんなところをご理解いただきたいと思います。

基幹病院の関係につきましては議員ご承知だと思いますけれども、今、日本で2台といいますか2病院にしか設置をしていないといわれる素粒子だかを活用したがんの治療機器。これを県は非常に重視をしております、私どもも先般の基幹病院の設置に関する県からの問いかけのなかに、この部門はぜひとも導入して欲しいということは回答として含んでありますので、ぜひともこれは実現をさせていただきたいというふうに考えております。

さて質問の本旨に入りますが、マンモグラフィ受診率。これはマンモグラフィの本格導入は当市では3地域とも平成16年度からでございます、合併前の部分は町によりそれぞれ異なっております。平成17年度は実施方法の変更、これは今おっしゃっていただいたように対象年齢が30歳以上から40歳以上に変更になります。このことに伴いまして希望者に対して対象を拡大して実施したことによって、受診率の算出というのは非常に難しい面がありますが、単純に申し上げますと、今、17年4月1日現在の40歳以上の女性の人口が19,208人という数字が出ております。これで見ますと16年度は全く単純に塩沢・六日町・大和で1,527名の方が受診をしております。17年度が1,714人、18年度が現在7月末でありますけれども希望者は2,146人ですが、現在実施しているのは1,050人。これを割り返しますと16年度は7.9パーセント、17年度が8.9パーセント、これが倍になるわけです。そうしますと17.8パーセントの受診率というふうに数字上は出ます。国の16年度の全体の受診率は11.3パーセントということが謳われておりますので、これは全国平均よりは上向いているということではありますが。全員の皆さん方からといいますか対象者については、大勢の方が受診をしていただきたいという思いで、啓蒙は一生懸命やろうと思っています。

40歳以上の偶数年齢から希望者全員に検診できるようにできないかということでもあります。今、市が行っております健診は県、あるいは県医師会、それから財団法人の成人病予防協会これで策定をされております健康審査実施要領に準拠して実施しております、40歳以上の女性について原則2年に1回、マンモグラフィおよび視触診、こういうことになっております。

このマンモグラフィが要領に取り入れられたのは平成14年度からでありまして、このと

きは50歳以上について2年に1回の撮影。乳がん健診の対象は30歳以上ということでありましたけれども、50歳までは毎年の視触診のみの健診であったという状況であります。

そういう視触診のみではやはり早期のがん発見には限界があるということで、平成17年から対象年齢を40歳に引き上げてまして現在の方法、ということであります。2年に1回という数値がでましたのは、それだけ早期に発見されてその間隔で差し支えないという医師側の皆さん方の判断によると思われております。

初めての受診者にはがん発見率が高いということをいわれておりますので、当面は新規の受診の勧奨、そして日常の健康管理の一環としての自己触診の普及啓発に努めていこうと思っております。

また、医師会の皆さん方ともそれぞれ相談をしながら、状況に応じて今議員がおっしゃったような部分が必要であれば導入していかなければならないだろうと思っておりますけれども、現在のところは状況的にはそういうことではあります。

2 予防介護・予防医療へ健康推進をはかれ

2番目の予防介護・予防医療へ健康増進を図れということではあります。60歳を迎えた市民に体力測定、これは大変意義のあることであろうと。そういう区切りといいますが、還暦ということでもありますから区切りの歳でありますので、健康作りのまた、2番目といいますが次への出発点だということだということでは意義があるかと思えます。

昔 昔といっても昔話ほど昔ではありません。つい最近までですが 大和の健友館でドッグ時に希望者を対象に実施をしておりました。おりましたが希望者が減ってほとんどなくなって止めたという経過がございます。

現在の住民健診に合わせて体力測定を実施すると。これは健診の状況からちょっと無理でありますけれども、スポーツやレクリエーション等の行事開催時に簡単な体力測定コーナー、こういうものを併設して機会を提供することはまず可能であろう。

もうひとつ。今年度から65歳以上の基本健診におきまして、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者、特定高齢者であります。スクリーニングのために基本チェックリストによる問診等で生活機能評価をすることが加えられております。現在これを活用しながら60歳が65歳でありますけれども、60歳を高齢ととらえるか。この辺も非常に今は時代の変り目でありまして定年制も65歳まで移行しようかというような気運もでございます。65歳ぐらいのなかからやっていければな、という気持は今持っております。当面まだ60歳からすぐということにはならないかな、というそんな状況であります。

口腔ケアの推進であります。これは、誤嚥性肺炎の予防、あるいは口腔疾患の予防、それからQOLというこういうことをいっています、生活の質だそうではあります。この向上を目的に行われているものであります。介護予防の項目のひとつとして口腔機能の向上。これはもう本当に大事なことでありまして、基本チェックの中に「硬いものの食べにくさ」それから「お茶等のむせ」「口の渇き」これについての問診、口腔内の衛生状態のチェックをしながら生活機能評価が行われることになりました。

出前講座や介護保険の地域支援事業における講演会で、口腔ケアの重要性については一生懸命、啓発に取り組んでいるところであります。

ディスポートの予防健康増進のための無料開放ということでもありますけれども、先般も新潟日報紙上でありましょうか、スポーツパラダイスの件が載っておりました。あれは卓球の部分が写真にも出ておりましたが、あそこに写っている皆さん方はすべて旧役場のOBでもあったりしてわかったのですが、60を有に越えた皆さん方でありまして、現状では高齢者といえますか60から70前後でありましょうか。その皆さん方は適度にスポーツ施設を利用しているという状況が見受けられますので、特に無料開放しなければその皆さん方がそこに行けないという状況ではないような気がいたしております。

ご承知のように指定管理者制度によりまして、今度はスポーツ振興公社が管理運営しておりますので、たとえば無料開放をやるという場合については、当然でありますけれども市がその負担をしなければならないという部分も出てまいります。ちょっとこれは慎重に対応させていただきたいと。現状ではですね。

60から70前後の皆さん方が非常に今施設を利用しているという状況がよく見えておりますので、今、無料開放までしてやらなければならない状況ではないという、今のところは認識であります。けれども、また中沢議員の方でそういう現状はそうではないぞ、という部分がありましたらまたお知らせをいただければと思っております。以上でございますがよろしくお願いたします。

中沢一博君 1 ガン対策強化へ全力で

2004年のがんの死亡者数というのは32万315人であったといわれています。国民の3人に1人ががんで亡くなっているわけでありまして。これは、死亡診断書に基づいての数字であります。しかし、今でも遺族によってはがんと書いてもらっては困るのだと。そういう方もおられます。

一方、がんと診断された方は実際どのくらいいるのだろうか。正確な数字はわかりません。それは登録が義務付けられてないからであります。30万人を超えるがんの死亡者に対して結核はではどうなのか。死亡は2,328人でありまして。新規に結核になった方というのは2万9,736名であります。これは、結核病予防法でありまして氏名等住所を含む届出が義務付けられているわけでありまして。がんについては届出の義務も国の統計もありません。

アメリカなんかの先進国の多くは国が定めて、がん登録制度があります。これはがんの種類や進行度また詳細な治療方法などが治療後の経過の追跡も兼ねて治癒率や副作用についての確実な情報が蓄積されているわけでありまして。もちろんいつも言われているデータの暗号化によって、今いわれている個人情報保護法の十分な配慮がされております。そして、これによって病院間に格差がどの程度あるのか初めてわかるのであります。私も、心優しい市長でありますので、多くの方ががんと闘っている姿を見るにつけ、本当に心を痛めていると思います。本当になんとかしてあげたい、救ってあげたい。いつもそう我が市の首長として思っているかと思えます。

現在の日本というのは先ほど言ったように、自分は死なないということ前提の社会であります。永遠に生きるつもりでは、がんとの付き合い方はできないのであります。なぜ、中沢はこんなことをこの市議会上で言うのか。私は、それは1人の幸せが家族の幸せであり、ましては地域の幸せであり、それがひいては国につながるわけであります。私はがん登録制を強く求めたいと思っております。

がん治療はおわかりのとおり最初の治療で治るかどうかが決まるといわれているのです。敗者復活戦のない一発勝負なのです。がん治療というのは、敗者復活戦がないのです。再発し転移して病状に苦しむ。がんの半分の方は抗がん剤治療を受けております。おわかりのとおりデータがないわけでありますので、合うとか合わないとかそういう話をよく耳にします。1回の治療でどれだけ全身に苦しみと、痛みと、そして体力を要するかと考えたときに、個人はもとより家族はどれだけ切ない思いをしているのかうかがわれるわけであります。

犯罪に例えるならばアメリカでは過去に犯罪が起きたときに全部すべて州単位で全部やっていたというふうにお訳りの通りしております。なかなか州がまたいだときは犯罪の検挙率が上がらないわけであります。全くデータがないからなのです。だけれども今データがわかるようになったときに、ちょっとのきっかけで検挙されるようになったじゃないですか。これは極端な例えかもしれませんが、がん患者にとってはどれだけ必要としているのか。本当に一番の壁は個人情報保護法だと思っております。情報がもれないのはあたりまえであります。私はあまりにも個人情報保護法が一人歩きしすぎているような気がしてならないのです。

だけど、私は声を大にして叫びたいのです。一番大事なものは何かということであります。それは、生命であるということ、私は忘れてはならないということ強く求めたいと思っております。乳がんが一円玉の2センチ以下を早期がんといわれております。その段階で転移や再発を起こしていないのであれば、8割が治るといいうふうにいわれています。ようするに、早期発見の大切さがわかるわけであります。我が市は40歳以上で健診を行っているのも、ある意味では市長がおっしゃっていましたが、意味があるのもわかります。それは、40歳後半が乳がんのなだらかなピークであるということでもあります。そういうふうにいわれております。

しかし、皆さんもみんないろいろわかるのだけれども家族の誰かが1人がんになったとき、医者は何というのでしょうか。家族に、親族に、がんの方はおられますか、と大体聞かれます。そのときに本当に遺伝性というのは、良いことも伝わるかわりに悪いことも伝わるということ私達は知らなきゃいけないということでもあります。遺伝性のがんにかかると30歳がピークというふうにいわれております。もし家族に3人以上のがんの人がいれば、20代から健診をしなければだめだといいうふうにいわれております。早期発見することがいかに大切か。本当にこのデータからもわかります。

実際は遺伝よりもはるかに突発異変の方が多いわけであります。特に50歳以上では年に1回マンモグラフィを受けた方が良いといわれております。現在先ほど言ったように、我が

市はなかなか、というふうな意見がございました。今、全国の自治体で希望者全員に健診をしているのは22.9パーセントといわれております。この数字を見たときに市長は、ただそれだけでいいのでしょうか。女性のがんの、一番の敵であります乳がんで亡くなる人を1人でも少なくしたい。そしてマンモグラフィの健診によって求められるのではないかと、またできるのではないかと私は思います。もう1回市長のそのご意見を伺わせていただきたいと思ひます。

2 予防介護・予防医療へ健康推進をはかれ

次に予防介護・予防医療の件であります。最初に、旧大和地区にあるB&Gを今後どのようにしようとしているのか。本当にディスプレイだけではどうしても厳しいという部分が市長もわかるかと思ひます。今のままでは中途半端というの皆さんわかつて思ひます。わかります。もったいない今のままでは。私も10年前から子供を連れてよく行ったものであります。地域性を、広域性を考えたときに今後、本当に総合計画を立てる必要があると思ひますが、市長のご意見を伺わせてください。

そして、60歳を越える人の体力測定でありますけれども、皆が健康意識を高めるにはどうしたらいいかということであります。先ほど市長もおっしゃってました。60歳でなくても65歳、確かにそうです。だけれども、60歳というのは人間誰でもひとつの還暦と思うときに新たな出発をするという決意が生じるわけであります。そのときに、行政からたとえばハガキが来て体力チェックをして、自分の今置かれている年齢に対してはどうだったのか。そういうことがわかつてからそこからまた新たな出発ができるのであります。運動会で大体転ぶ人が多くいます。昔の頭のままやっています。私もその1人であります。やはり自分の現状を知ることが大事でないかと、そういうふうに思ひたいであります。

そして、口腔ケアの推進であります。当市においては乳幼児・小学生ははすごい部分で進んでおります。しかし、成人・高齢者に関してはどうであるかということであります。先日、担当の課長が昼食後必死で歯磨きをしておりました。聞くところによりと朝昼晩食事の後に必ず磨いているそうであります。さすが担当課長だなど、本当私思ひました。80歳で20本の自分の歯がある方は、転倒しても骨折になったり寝たきりになったりする可能性が低いというデータがあるのです。出ているのです。

小学生だけでなく高齢化の方にどう勤めていくかという部分について、やはり大事な部分ではないか。そういう面で小学生にはよく虫歯がない何とかと出ておりますけれども、年齢別のコンテストくらいあってもいいのではないか。そして触発の部分もいいのではないか。そんなことを思ひ1人あります。

筋肉トレーニングに関しましては、私が思ひことは一生懸命やるのだけれども、計測マシンだとかシステムがないものですからやったばかりでデータがわからないのです。自分が今どんな状況なのか。それがすごくやはり一歩健康把握に進まないのです。どれくらいの脈拍かわかるのです。だけれども自分の脈拍とか年齢とかを入れればそれがデータが出てきて、自分が、今あなたがおかれてる状況はこうですよ、ということがわかるシステムというの

があるのです。そうしたらもっとも皆が目標値を持って本当に喜んで進めるのではないか。その人に合った運動メニューができるのではないか。そのように思う次第であります。

先日、家庭訪問したうえに胸を打たれることがありました。それは、何かともうしますと、玄関に入って柱の上に「昭和25年健康家族表彰大巻村」と書いてありました。こんな小さいステッカーでありました。その横に同じく「昭和27年健康家族表彰大巻村」とこんな小さなステッカーがありました。その方は誇らしげにそれを貼っておりました。私は本当に胸が熱くなりました。あの村の時代にこうやって健康促進をやっていたんだ。私達が時代が変わっても家族皆が健康であるということが、一番の勲章であるということがドーンと出ておりました。わかりました。こんな素晴らしいことを、私はやはりもっと前向きにいろいろな面で考えていただきたいな、そんなように思う次第であります。私は一貫して言っていることがあります。それはできることから進めたいということであり、だからこそ、大変だからこそやりがいがあるわけであり、市長の思いやりや納得のいくまた、答弁を心から期待し第2の質問といたします。以上であります。

市長 再質問の答弁を申し上げますが、その前に失礼いたしました。1点、B&Gの関係の答弁が落ちておりました。このB & Gの体育館そしてプールにつきましては、特にプールの上屋といいますかが今年の豪雪で大変損傷を受けまして、今まだそのままです。今後、体育館も含めてどういう維持管理をやっていけばいいのか。どういうふうこれから維持をしていけばいいのか、あるいは廃止をしていくのか。これらも含めて検討に入る予定であります。

今までの使用実績とかそういうものもほぼ調べてございますのでそれらを元にして。たとえばプールの上屋だけ取ってプールは生かしてこうとか、体育館は当面そう故障もありませんので運営はしていけるものだと思っておりますけれども、このプールの運用につきましては、今後の検討でありますので今、議員おっしゃっていただいたような使用方法も含めて検討させていただきます。ただ、ここでそこをすぐ使えるとか、使えないとかということが申し上げられないで申しわけございませんけれども、検討を加えさせていただきますのでよろしく願いいたします。

1 ガン対策強化へ全力で

さて、がん登録制。おっしゃるように理論としては非常に素晴らしいことではあります。ですので、それはそれで私も全く否定はしませんし、それでいいのであろうと思うわけですが、先ほどちょっと触れましたように、なかなか周知をして納得を得るに非常に難しい面がまだありはしないかということが懸念材料であります。当然のことではありますけれどもそういう個々のデータ、これを駆使して再発を防ぐとか、同じようながんに侵された人の延命治療や根治する治療につながったりとか。これは本当に素晴らしいことではありますし、また、患者にとってもありがたいことだと思えることはよくわかります。

よくわかりますが、そういうことが許容されるか否かという部分について、まだ私が若干自分としてこれを推進していこうというところまで踏み込んだ発言ができないで申しわけご

ざいませんけれども、もう少し私にも考えさせていただきたいと。このことは2日や3日考えてどうなるということではないかも知れませんが、十分また自分でもデータ等をそれぞれ取り寄せて、そして今議員おっしゃったような実態もまた勉強しながらいずれかの機会にまた自分の考え方を申し上げさせていただきたい。

おっしゃっているように命が一番大切ということは、それはもうそれこそ100パーセント論を待たないところでありますので、命を守るためにどうしていくかということについては、全力をつくさなければならないと思っております。

そのなかでマンモグラフィの関係であります。遺伝性のがん、これは30歳がピークだといわれているそうであります。今、私はそれを始めて聞きましたが。そういう観点からすれば20歳でもたとえば20歳代であっても、がん検診を受けるということについては全く異論はありません。ただ、これは課長、受たい人は受けられるわけでしょう。（「現在40歳以上の遇数年だけを対象にしています」の声あり）あとはさせないのか。（「はい」の声あり）それはちょっと考えを私は、受たい人は受けられるけれどもいわゆる制度的にある部分についてはこうだよ、というふうにちょっと誤解しておりました。それはまた、医師会も含めたなかで、また私どもの大和病院も含めたそういう環境のなかで、希望者が全部受診ができるような状況がでるのかでないのか。そこも含めてこれはちょっと検討させてください。ちょっとお願いいたします。

2 予防介護・予防医療へ健康推進をはかれ

口腔ケアについては、特別私がまた申し上げることでありませんし、議員おっしゃったとおりであります。

この60歳、これがたとえば60歳であっても65歳でもいいのですが、さっき触れました60歳を迎えたという区切りの歳でありますから、そういうなかで先ほども触れましたけれども、たとえば高齢者の運動会とかレクリエーション行事とかそういうときに、簡単な体力測定コーナーを設けることはできますが、60歳になった皆さんを全部通知を申し上げて、どこへ来ていただくのかわかりませんがそういうふうにやるというのは、非常にまだ困難がありはしないかという部分が懸念材料であります。

ただ、レクリエーションやスポーツ行事、そういうところであれば簡単な測定ができるということであれば、考えようによってはできるのかもわかりません。ただ日にちを定めてこの日であれば皆さん方健康体力測定をしますよと、そういうふうにやらないと確かだめだと思います。これも私が認識がごく定かではありませんので相談を1回させていただきます。さっき触れましたように還暦という区切りは区切りでありますけれども、人間の平均寿命も延びたという部分もありましようが、65歳あたりでいいのかなというような気もしますが、これはちょっとまた。歯切れが悪くてすいませんけれども検討材料ということでひとつご理解を願いたいと思います。

今、ディスプレイにあるマシーンルームといいますがトレーニングルーム。あれは確かにデータを打ち込んでやれば、あなたの体力はこのくらいですとか、こういう部分がちょっと

弱いとか、確かデータが出るようになっていなかったらどうか。私も1回行ったことがあったのだけれど、それをやった覚えがあったので失礼しましたが。そういう部分をきちんとやらないと、ただ単に行って自転車をこげや、鉄アレーやれといってもだめです。そんなことも含めてですが、無料開放まで必要か否かということについては先ほど触れましたが、スポーツパラダイスという部分のなかで相当の皆さん方が加盟をしていただいてスポーツをやっていただいております。ですのでそういうことのなかから、皆さん方がとにかくディスポートといいますかそういうスポーツ施設に行って、まず自分の健康管理をやっていただくという部分をまず徹底をさせて、そこから始めたいと思っておりますのでこれはご理解をいただきたいと思えます。以上であります。また質問、落ちがありましたらお願いいたします。

失礼しました。このがんの登録制につきまして、これは医療機関ががんの手術・発症等の情報を県に報告して、死亡以外のがんの情報の集約ができるようにはなっているようであります。新潟県では、そこまで一步進んでいるといえますか、一步進んだ検討は加えているようでありますので、またこれらの状況も調査をしながら私どもも考えていかなければならないと思っております。

中沢一博君 終わります。

議長 質問順位5番 議席番号19番・笛木信治君

笛木信治君 私は住民の福祉・暮らしを守り発展させる立場で質問をいたします。

今回は教育基本法の改定と財政問題についてお伺いをいたします。

1 教育基本法の改定

始めに教育基本法の改定であります。この意義・役割というものが本当に国民私たちのものとして喧伝されているかという、私ははなはだ不十分ではないかと思うわけであります。今、自民党政府では総理総裁の選挙が行われております。本命と言われている安倍官房長官、この人は人も知る憲法改正論者でありまして、教育基本法も替えていくというようなことを述べておられます。そうしますと近い将来、これが国民の前に提起されるというふうになるわけであります。

私は、教育基本法そのものは真正面から読めばそう難しいものではなく、いわゆる憲法の国民主権の原理というものが貫かれていると。そこが原理になっていると思うわけであります。教育は1人1人の子供の主権者としての人格の完成を目指すと、そして行われるべきであると。このことがバックボーンでありまして、そして未来の社会はそのような教育によって成長した未来の世代の判断にゆだねる、というのが教育基本法の精神・意義・役割だと思うわけであります。

したがってこのことからいうと憲法は、教育の中立性・自立性これを強く求めております。人によっては教育を独立した権限とすべきだという意見もあるわけでありまして、三権分立ではなく四権分立にすべきだというような議論をする人もあるわけであります。しかしながら、この教育基本法、制定以来59年が経過しておりますが、当初の理念がきちりと実践されてきたかといえますと、なかなかそうは言いきれません。その時々政権によってやは

り国の方向というように、その理念を曲げてこようとする試みが再三にわたって行われてきたわけであります。そうしたことから教育基本法の意義を役割、子供たちの人格の完成という根本について、市長はどのようにお考えになっておられるか所見をお聞きするものであります。

2つ目には、今なぜこの教育基本法の改正が必要なのかということであります。これは教育長にお伺いいたします。この教育基本法改定が言われ始めて長いのでありますが、なるほどだから変えなければならぬのか、という納得のいく議論がなかなか聞こえてきておりません。政府の委員会の討論、あるいは国会での討論などを聞いていても、時代の要請に応えられなくなったというようなことは言うのですけれども、では、何がどのように、どの条文がどう時代に合わなくなったのかというようなことになりますと具体的な説明がありません。

ただひとつ、先の文部科学大臣、特別委員会で答弁をしております、今起こっているいじめや不登校・学級崩壊・学力低下あるいは青少年による凶悪犯罪の増加、若者の職業意識の希薄化、あるいは拝金主義・ルール無視の個人主義と。こうしたことをいろいろ挙げて、こうしたことに今や現行の教育基本法はもはや適合しなくなったのだと。そうしてことを是正するために今の教育基本法ではだめなのだ。と説明をしているわけであります。

しかし、先ほども申し上げましたように教育基本法はその第1条でその目的を「人格の完成」というふうに言っております。つまり人間的な成長に目的を置いているわけでありまして、私は教育の使命とすればこれ以上のものはないと思うわけです。この人格の完成がきちんとやられていれば、今言われたような問題は起こってこないというふうに考えるわけです。この、今なぜこれが変えられなければならないのかというあたりの議論、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

そしてまた3つ目には、今変えようとしているこの内容についてであります。政府の改定案でいいますと、教育の目標として「国を愛する態度」こうしたことを20もの徳目として法律で目標達成を義務付けるということであります。これは、法律でこれを決めるということになりますと、子供達に強制をするものであります。今でも学習指導要領では「愛国心」を教えることが求められていて問題になっております。国を愛する心情というものを通知表で評価するというようなことが方々の学校で起きていまして、問題になっております。小泉首相もさすがにそうしたことを評価するのは難しいのではないかと、というような答弁を国会でしております。

そうしますと、評価することが難しい内容を教育目標に掲げるということ自体がおかしいのではないかと、思うわけであります。私は改定案の教育の目的を、人格の完成から愛国心を中心とする特定の資質、これを教育の目標とする、というような考え方は根本から教育基本法の考え方をひっくり返すものだというふうに思うわけであります。

教育基本法の10条では「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」というふうにしております。つまり、教育は国家権力により丸ごと支配された戦前への深い反省からきているものだと思います。今回の教育基

本法の改定論議、この国策に従う人間づくり、これが目的ではないかと危惧するわけであり
ます。教育は子供の人格の完成をひたすら目指すべきであって、国策のための人づくりであ
ってはならないと思うわけでありますがお伺いをいたします。

2 財政について

次に財政についてであります。これは、皆様ご承知のように先の新聞報道がありました。
平成17年度決算の財政指数が、実質公債費比率が23.5パーセントとこういう数字が出た
ということで、これが県下で南魚沼市が最高であるということになりました。胎内市・魚沼
市がそれに次いでいるというふうに新聞報道されました。このことから南魚沼市ではそんな
に財政事情が悪いのか、というふうに住民の間から非常に心配する声が上がっております。
識者の間では衝撃が走っております。

確かに平成17年度決算では起債残高、一般会計で360億7,000万円ですし、特別会
計の下水、水道、旧広域水道、病院、旧連合こうした分を加えますと959億4,800万円
ということになりますから大変な額であります。これは当初予算からしますと2億円ほど増
えている勘定になりますが、全体の予算の2倍にあとちょっとということになりますから大変
な額だと思っわけです。これをどう見るかという点ではそれぞれ議論はあると思いますが、
これは今後どうなっていくのかということが大変重要であります。実質公債費が2.5パーセ
ントになると、自主的な運営がかなり制限される、自治体運営が制限されるというふうに言
われております。それにもあと1.5パーセントということになりますから、私なりに南魚沼
市の財政状況というのは、かなり危機的な状況ではないかと思うわけであります。

もちろんこれは内容を検討した上でなければ軽がるしくは言えないと思いますが、広域水
道分を入れた水道事業費、水道事業の負債210億円であります。これが大きなネックにな
っていることは事実であります。しかもこの中には利率が8パーセントというような高率な
企業債もあるわけでありまして。また一方では臨時財政対策債、あるいは財源対策債のように
100パーセント交付税算入されるというふうな負債も82億6,800万円もあるわけ
であります。

こうした中身を検討しなければ一概には言えないでありましようが、私は交付税100パ
ーセント算入とか、交付税措置があるということも、これもやはり現下の情勢の中では、そ
れを安易に受け止めて安心しているということもできないのではないかと思うわけでありま
す。例年交付税総額が問題になって削減をされているという事実があるわけでありまして。こ
うした財政問題、いろいろな要素があるわけでありまして、市長は現状についてどのような
お考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

2つ目には、こうした財政事情のなかで、来年度の予算編成であります。基本的な考え方
をどのようにして予算編成をしようと考えておられるのか。時期からいえばこのあと予算編
成があるわけでありまして、タイミングはいいと思っておりますがお考えをお伺いいたしま
す。

平成17年度の決算で見ますと経常収支比率が91.3パーセントであります。これは去年
よりもいくらか良くなっているということでありまして、これはひところ3割自治というこ

とをよく言われましたが、これから言えば1割自治とも言えないというようなことではないでしょうか。しかし、今日本の各地の自治体では経常収支は100パーセントという自治体もあるわけでありますから、これも一概には言えないところであります。

私はもうひとつ気にかかるのは、市長はこの市の最高責任者であって、あまり弱気なことは言えないということはあるかもしれませんが、日頃から財政は厳しいとしてもやるべきことはやるというようなことをよく言われます。私も2回、過去3回ぐらい聞いていますが、これは首長としての決意を常に口にされていることであって、それはそれでいいと思います。べつにそれを批判するつもりはありませんが、私は南魚沼市では公立病院あり、広域水道、広域連合これも市の運営になったばかりという、現状のような財政事情のなかで、やはり市民生活擁護、その最優先課題、これを吟味した施策を予算編成の中心に据えるべきであると思うわけであります。

午前中の議論の中でもいろいろありました。今やりたいことはたくさんあるわけであります。野球場とか総合グラウンドとかいろいろありました。例えばこの本庁舎にしても、この1箇所に行政機能を集中して効率化を図りたいというのは、もちろん当局も、私達も、市民の皆さんもそうした考えに立っておられる問題で、焦眉の問題であると思うわけであります。斎場の立て替えこれも焦眉の問題であると思いますが、しかしこうしたことを仮に同時進行した場合、市の財政が今の状況で持つのかということであります。

私が持つのかというのは、例えば、実質公債費比率が25パーセントになるというようなことになると、一般的には市の財政運営が市の自由にならないだけでなく、住民の側から言いますとサービスが低下する。税率アップも考えられる。あるいは新税の導入も考えられなくはないわけです。そうした事態を避けるためにも、やはり来年度の予算編成は、かなりそうした点では慎重を期さなければならないと思うわけでありますが、お考えをお聞きするものであります。

3番目には財政健全化計画の見直しについてお聞きするわけであります。これは昨年12月議会で、5年間で80億円程度の赤字が見込まれるということで、これを5年間で消化するための健全化計画が議会にもかけられて了承されております。本年度の実施年度計画を目標達成を70パーセントぐらいにおいて進めているということでありますが、中央では景気が上向いていると、税収も増えているという話もあるわけですが、地方ではなかなか実感としてそういう思いがありません。確かに今年地方税は増えているのですが、これは地方税法の改正による増税分でありまして景気が良くなったというわけではないわけであります。

私はこうしたことから考えて、財政健全化計画の見直しも、これ以上の住民負担をかけないと、サービスを低下させないという観点からすれば、一定の見直しも余儀なくされるのではないかと思うわけでありますが、お考えをお聞きするものであります。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは議席でいたします。

市長 笹木議員の質問にお答えをいたします。

1 教育基本法の改定

教育基本法の意義役割について、私の考え方も伺っておられますので申し上げたいと思います。最初に私の全体的な考え方がありますが、憲法を含めてその他の法律すべてが、永久的に普遍だという思いは全くございません。ですので、中の条文の中では、これは普遍的に維持していかなければならないとそういう部分もあるかと思いますが、やはり時代の流れの中、あるいは要請の中で憲法であっても変えるべきときは変えていくという方向が必要だと。それを改悪でなくて改正という方向にもっていかなければならないという思いがあります。

そんな思いの中でこの教育基本法。これは前文において「個人の尊厳を重んじ」とか「個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底していかなければならない」とかというふうに謳われているわけでありまして。今ほど議員おっしゃったように「人格の完成をめざし」「平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し」云々というふうになっております。制定当時、これは22年3月でありますけれども、会議録によりますと、「よき日本人の育成、祖国観念の涵養」といった観点が欠けているのではないかと、あるいは、「奉仕的精神に満ちた国民の養成」という観点が欠けているのではないかと、こういう議員の質問に対して当時の担当大臣及び政府委員は、明確にこれを、否定をしているということでありまして。ただ、この基本法は制定時から　　ここがちょっと私は苦になるところでありますけれども　　「普遍的なものと同時に」この普遍的というのがちょっと気にはなります。「日本的な文化も求めて進める」ということが明記をされております。

憲法におきましては26条において、すべて国民は教育を受ける権利を有する、保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う、義務教育でありますから無償とする。これはきちんと明記をされておりますが、憲法が教育の自主性や自立性、自由、これを求めているというふうには私は解釈をしておりません。そういうふうにも書いてもないわけでありませし解釈しておりません。

この教育基本法の理念を曲げて国策にしたがわせようとする動きについて、という部分でありますけれども、これは全くそういうふう感じておりませし、この「人格の完成」ということがなおざりにされてきたというふうにも認識はしておりませし。もしなおざりにされてきたとしますと22年3月制定で私たち　　私は23年3月生まれでありますけれども、それ以降のここにいらっしゃる皆さん方ほとんどだと思っておりますけれども　　全部教育基本法によってその人格の完成やそういうものを、よってなおざりにされてきたかというところではない。どこまで一人前であるか　　私のことですよ、皆さんのことでなくて　　別にいたしまして、そうそう人格の完成なんていうのは全く及びもいたませしが、なんとか人に迷惑をかけないで生きていけるぐらいの教育は受けてきたつもりでありますし、そういう人格形成にそういうことを受けてきたという自負もあります。なおざりにしたということについてはちょっと私は疑問があります。

ただ、教育基本法の理念やそういうことを常に説かれて教育を、私達は受けてきたという実感もあまりないのです、本当のところ。高まな理想を常に先生から聞きながら育ってき

たというようなことはありませんが、やはり人間として生きていくべき道というのは、大体家庭の中の躰やそういうことから学んできたかなという思いがあります。

私は教育基本法の改正が良いのか悪いのか、あるいは今のその内容が良いのか悪いのかということについての言及は特にいたしません、先ほど触れましたように憲法であっても、あるいは教育基本法であっても、やはり絶対的なもの普遍ではないと。変更すべきときはやはり変更する必要も生じたということでありましょうから、そういうことだと思っております。ひとつに今のこの日本の現在の状況を見ますと、これが教育基本法がこうだから、という部分にすべて起因するものではないと思いますけれども、非常にやはり人心が乱れているといえますか、公序良俗の部分に欠けてきているなという感じは否めないところであります。これが、では教育基本法が改正されたから全部きちんと良くなるということとどうだかわかりません。問題は、やはり家庭の中だという思いが私には非常に強くあります。後ほどの2点は教育長に問うておりますので教育長からお答え申し上げます。

2 財政について

財政につきまして。この危機的な状況にある財政状況、これについて市長は、ということであります。この今、新聞紙上にもぎわせましたし、私も直接的に市民の皆さんから、これはどういうことだ、なんていう電話も何本かいただきました。実質公債費比率、これは従来の起債制限比率を改正したものでありまして、ご承知でありましょうが、今までは一般会計内だけの公債費でありましたけれども、これは全体の財政状況が把握できないということから、今年度から急きょ特別会計や一部の外郭団体、これらの公債費に順ずる負担金等も含めた実質公債費比率ということをも算定しようということになったわけであります。

発表された数値は県下一番、ワースト1でありました。非常に不名誉ではあります、強がりではなくてひとつ、これは数字的には非常に負の遺産であります。数字的には負であります。しかし、実態を見ますと、人の市のことはとやかく申し上げませんが、作ってはみたけれども今後の利用に非常に苦慮しているとか、維持管理費に多額な金額を投入はしているがなかなか市民の皆さん方からの利用状況も上がらないというような施設は、ほとんどないわけでありまして、先ほど議員ご指摘いただきましたように、この実質公債費比率を押し上げた一番の原因、これは下水道、水道それから広域水道ですね、そして広域連合。これらの負債が大きく影響したことであります。

下水道はご承知のように県下の中でも相当水洗化率が上がっているところでありますし、大和地域は平成22年、六日町・塩沢地域は平成25年、これの完成に向けて今、建設を促進しているところであります。これはもう全く将来に対する投資でありまして、必要不可欠なものということでもあります。

水道につきましても広域水道そのものにつきましては、水量の算定に当たったの当時の考え方はそれでよかったと思えますが、実質的に非常に大きく変更が生じたということとそれを是正できないまま、その数値にしたがった設備投資をやってきたわけであります。ここに若干のそれでよかったのかという疑問は残りますけれども、それとても水そのものは今、

全く心配のいらぬ状況で供給を受けているわけでありませぬ。この水が多過ぎて云々ということとは当たらないと。大きな財産だというふうには考えてはおりませぬ。

広域連合、これも同じでありまして、やはり大きくはごみの焼却施設、溶融炉であります。これも、今現在の使用状況について故障があったりいろいろ議論はありますが、この施設がなくてよかったかと言われるとそうではない。市民生活に大きなそういう面での貢献はしているということでありませぬ。

そういうことで、ホテルを建ててしまったとかそういう部分ではないということはお理解いただきたい。しかし、数字は県下ワースト1でありますので、これは非常にまず自分といたしましても、これからもこのことについては自分を戒めながらきちんとやっていかなければならないと思っております。

これから行政の基本的な方向、先ほども触れていただきましたが、やるべきことはやると、この姿勢に変わりはありません。この姿勢に変わりはありませんが、具体的な庁舎とかそういう問題はまた後ほど触れていきますけれども、若干、やはりブレーキを踏む勇気も必要なのかなという気は今、しなばかりではございませぬ。25を越えますと起債の借入に制限がかかる。35を越えると災害復旧等の起債を除いてほとんどの起債が、借入ができない。これが示されておりますので、25以内に食い止めるとはもちろんであります、一日も早く18以下にもっていけるように努力をしなければならぬと思っております。けれども、現状は交付税が年々減少される。あるいは、今後の標準財政規模が圧縮され、この数値も非常に高位置で継続していることが予想されますので、対策は厳しい。

結局、建設事業等の先送りも含めて対策を練らなければならぬわけですし、借り入れる場合、極力合併特例債を含めた優良債に振り向けるということでありませぬ。合併当時、合併特例債は、あの当時300億円近い額であったでしょうか。極力使わないようにという方向が打ち出されたわけでありませぬが、その後、現在進めている建設事業等についても合併特例債に振り替えられる部分は振り替えていくと。これは有利でありますから。

これからの考え方はもう一步踏み込みまして、合併特例債を優先的に使っていかなければならぬということでありませぬので、合併特例債のいわゆる指名されている額、満額を使うという方向もこれから検討しなければならぬと思っております。半分で抑えるとか、極力使わないという方向が一番最初に打ち出されましたが、その方向はちょっと修正をしていかなければならぬ。ただ、むやみやたらに使うということではありませぬけれども必要不可欠の場合はそういう方向をまた考えなければならぬということだと思っております。いずれにいたしましても早急に検討いたしまして来年度予算に反映させていきたいと考えております。

来年度予算の編成方針についての基本的な考え方でありませぬ。これはまだ検討の段階に入っておりませぬので、今の時点では私の思い程度にお聞きをいただければと思っております。ここでご指摘いただいた大型施設の整備事業。本庁舎の増築、斎場、消防庁舎、教育施設整備これらが軒並みであります。これをおっしゃったように全部一度にとか2年か3年分けて

それだけで全部やってしまうなんてことは、とうてい今でき得ないという事でありますので、大型部分については1年1施設程度を目標にしながら進めていきたいと。

まだこのあと目白押しであります。たとえばさっきの野球場もそうでありますし、それから情報館というものもあったわけでありまして。あるいは、今回も皆さん方からご質問をいただいている、ゆきぐに健康ぴあといったか「やまとぴあ」この構想、基幹病院も含めての中でありましてけれども。そういう大型の事業、塩沢地域については今泉博物館部分の観光施設だとか、いろいろの部分があるわけでありまして。そういう部分についてはこれからまたきちんと検証しながら、例えば建設計画にのっていても必要でないと思えたり、議員の皆さん方からご理解が得られればそれは除外していくということも考えながらやっていかなければならない。当面は大型のものは1年に1施設というぐらいのペースで進めていければと思っております。

ようやく広域連合を含めた新しい南魚沼市の全体計画、これができてくるわけでありまして、総合的な中での事業の必要性、先ほど申しました優先度の見直しを行って、先送りは先送り、廃止すべきは廃止という方向を打ち出していこうと。今年度からの5カ年の健全化、財政健全化期間であります。当初予算では達成率が今のところ76.9ということになります。この計画の完全実施をするには、来年度以降また相当の削減額を確保しなければならない。それはやはり実行していかなければならないわけですので、心を鬼にしてこの目標に近づける努力をやっていこうと思っております。

行政の組織機構もこれは当然でありますけれども効率化が求められておりますので、来年度から部制の導入を予定しております。一部の決裁権限を部長に相当分散をいたしまして、スリムで効率のいい行政執行態勢を目指していきたいと考えております。先も触れましたが、それぞれの事業の取捨選択が必要になってくるわけでありまして、今年度から行政評価の手法を導入を、今、いたしております。若干であります。他分野の事業にまでまだ手は回っておりませんが、担当職員に評価技法、あるいは評価手順これらを習熟してもらって、来年度からさらに行政評価を進める中で事業の取捨選択をやっていかなければならないと思っております。

さらには、一番大事なことは職員の資質向上であります。そして能力開発であります。このための研修、これらについても今までのとおり一遍の研修とは違うことを考えていかなければ、ただ単に人事事務組合等が行っている研修に参加させるということだけでは、やはり今のこの激変している社会情勢についていけない、考え方がそこに及ばない、という思いがありますので。一例では国際大学に若い職員をちょっとやったらどうかとか、そういう問題もありますので、そういうことも含めて職員の能力開発と資質向上、これに力を込めていかなければならないと思っております。

この思いで予算編成を含め、現時点ではこの程度しかお答えすることができませんけれども、この9月定例議会が終了いたしましたら、十分考えを練らせていただいて対応していきたいと思っております。また、議員の皆さん方からもそれぞれご意見、あるいは良いアイデ

ア等ございましたらお寄せいただければ大変ありがたいと思うところであります。

健全化計画について見直す必要はないかということであります。これは、今ほど申し上げましたように今年度は達成率76.9パーセントであります。しかし、これは6月定例議会の中で私が和田議員、佐藤議員だったのでしょうか、ご質問にお答えしたとおり、これは便宜的に削減必要額を5年間でスパンと割ったやつでありますので、平均額として示したということでもあります。

18年度の普通交付税算定が終わりまして、先般の補正予算で皆さん方から可決いただきましたように、交付額で対前年比1億1,469万円。交付税前年比がこれだけ。それから臨時財政対策債が9,960万円減。合わせますので影響額は2億1,429万円という前年度比の減であります。予算対比では2億円ちょっと増えたということでもありますけれども、このほか、地方特別交付金、所得譲与税の額も確定して、これらの確定額と現在の税収見込みを合わせますと、財政健全化計画時の試算よりも6,800万円の減となってさらに厳しい状況であります。厳しい状況であります。

しかし、現在の計画を確実に実行していけば、今の段階では達成可能だというふうに認識をしております。また、達成をしなければならないということでもあります。たとえば、これが着実に実行いたしましても、先ほども触れましたように19年度以降、ちょっと大型の事業が目白押しでありますので、歳入の部分が予定よりもちょっと見込めないという状況がたちますと、この計画を延長しなければならない事態も発生するかもわからないということでもあります。

今年度の予算、これは計画の提案が予算編成時と重なりましたので十分な検討期間がなく、また、市民サービスの影響も考慮した結果、「行政水準と市の役割の明確化」ここがまだ非常に不十分であります。ここにもっともっとメスを入れていかなければならないと。ただ、このメスを入れるということは、市民の負担を全部上げるとかそういう意味で申し上げていることではありません。適正化ということでもありますので。どういうふうになるのかはちょっとわかりませんが、ここにある程度のメスを入れていかなければならないと。民間委託の検討やそういうことも、もっともっと進めなければならぬということでもあります。

税収は、当初予定しておりましたより、今、触れていただきました若干好転しております。地方交付税をはじめとして国からの財源の見通しが非常に立てづらくて、今後も本計画の変更が必要かどうかその時々判断によるところが非常に大きくでますので、恒常的にこれはもう大丈夫だというふうには言い切れませんが、何とかこれを実行して一日も速い財政の健全化を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくまたお願い申し上げます。

教 育 長 1 教育基本法の改定

議員からお尋ねのありました2点について答弁をさせていただきたいと思っております。なお、この2点につきましてはお互いにそれぞれいろんな場面で関連しておりますので、多少行ったり来たりがあろうかと思っておりますがその点はお許しをさせていただきたいと思っております。

まず、市長の答弁にもありますとおり、現行の教育基本法、昭和22年3月に制定されてから59年とちょっと、約60年を経過しようとしております。そういう中で制定当時と今現在とでは、社会の在りよう、あるいは家族の在りよう、地域の在りよう大きく変わってしまったとこういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

議員ご指摘のように私も教育基本法の改正の関係につきましては、文科省のホームページでいろいろ情報を取ったわけでありましたが、特にこの5月にこれを国会に提案しましたよという説明文を読んでも、なぜ変えなければならないのか。やはりなかなか理解できなかったことは共通であります。そこで、中教審の答申に立ち戻って読み返してみますと、今ほど私が申し上げたように、制定当時と今とでは国民の暮らし、家族の在りようそういったものが大きく変わってしまったのだというようなことに触れておりましたので、そんな解釈から申し上げたいと思えます。

結論から申し上げますと第2点であります。今日の混乱や少年の凶悪犯罪の原因、これが現行の教育基本法にあるとは私は全く考えません。むしろ、繰り返しになりますが、制定当時から約60年が経つ中で社会の状況が大きく変わりました。たとえば、子どもが小さかったころは子供といえども家庭の中で家族のためになすべき仕事がいっぱいありました。今、子供達家庭の中で役割を果たすものが何もありません。その後、大きな経済の高度成長がありまして田舎から若者を中心に皆どんどんと都会に出て行って、農村がずいぶん過疎化が進んだわけでありまして、また、都会ではそれぞれこの人達が核家族化いたしまして、父親は俗に言うところの企業戦士、家庭のことはすべて母親任せと。こういうふうなことが日本中の風潮になってしまったと、こういう中でありました。したがって家庭の中にも教育力が大きく失われましたし、地域からも家庭を支える、あるいは地域で教育するという力が削がれていった。これがこれまでの経過だったろうと思えます。

一部ダブリますが、経済の高度成長、それに引き続くバブル経済、そしてその崩壊。こういう中でこれを見て育った若者の中に、職業意識の希薄化ですとか、拝金主義ですとか、ルール無視で自己中心的なそういう風潮というふうなものも育ったのだらうと。それらが、今、子どもが一番心配しなければならない、働くことができないような若者を作り出してきたのだらうと、こんなふうに思うところであります。

このように、社会や国民の生活あるいは国民の意識が大きく変化いたしましたために、制定当時は明文化しなくても極めて当たり前といえますが、共通認識であったはずの、たとえば子供は家庭で躾るとか、あるいは労働力等の関係で困っている家庭があれば地域で支えようとか、そういったふうな部分がおそらく前提にあって作られた法律だったらうと思うわけです。ですから、今読み返してみますと誠に簡素な法文であります。ただ、会議録等で当時の会議録等で追っかけてみますと、いちいち書かないと。これまで、あるいは今現在、日本人に欠けていると思われるようなそういう徳目といえますが、部分について明記して、そのほかは「人格の完成」という言葉の中に含ませると。こういうふうな政府員の答弁も読まれるところであります。

そこで、お尋ねの教育基本法の改正が今なぜ必要なのかと、こういうことでございます。今まで申し上げたようなことをまとめますと、当時はいちいち明文化しなくても国民共通の理解、事項というふうなことであったものが約60年が経過いたしますと、これが書いていないために、それこそ給食費払っているのだからごちそうさまと言わせないでくれというふうな親も出てくる、そういう状況に立ち至ったということでもあります。

したがって、私はこの改正法案の提出者ではありませんから、本当のところはわからないのかもしれませんが、私が理解する上では60年も経ってしまって、共通理解、暗黙の了解であったものが、もう明文化しなければ共通の理解ができない。したがってここで明文化しようと、こんなふうなところになっているのではないかなと、このように思うところであります。

続きまして3点目のといいますか私に対しては2点目ではありますが、教育基本法の改定の内容であります。議員ご指摘にもありました、改正法案の第2条には第1号から第5号にかけて、多くの徳目と申しますか、国民が身に付けておくべき心構えや態度と申しますか、この改正法案の中の言葉を使えば「社会の形成者として必要な資質」ということであります。並べられております。しかし、これらもほとんどが現行の基本法の中でも必要とされているものであります。そして、議員ご指摘の「人格の完成」を目指そうとするならば、やはり、それぞれが、国民1人1人が身に付けて置くべき資質であろうと、私はこのように思います。

したがって、今の改正法案第2条において1号から5号で明記されている、規定されておりますような、こういった資質というものは、これからは社会の状況が変わっていくかもしれません。そういう中で国民1人1人にきちんと明示することによって、国民の共通理解を得て、そして「人格の完成」に向かって進んでいこうということだろうと、こんなふうに思うところであります。

それから、先ほどの基本法の改定が今なぜ必要なのか、という中でひとつ申し落としましたが、義務教育費の負担割合を従来の2分の1から、今3分の1ということがつい最近決まったところであります。このように、そのときそのときの経済情勢等々によってこういう基本的な部分が変わるということは、やはり国民としましてはいささか心もとない。そういったこともありまして、これは文科省が言っていることではないと思います。が、教育の進行計画、こういったことをきちんと立てて、そして国の責任あるいは分権、地方分権の時代でありますから、自治体の責任というふうなことを明確にして教育の振興計画を進めていく必要があるというふうなことも、今回の改正の根拠になっているということだと思っております。

すいません。行ったり来たりで申しわけありません。教育基本法の改正の内容であります。最後に、この基本法の改正は国策にしたがう人間作りが目的だというふうに議員はおっしゃったわけではありますが、私はそのようには考えないところであります。今まで、いろいろ申し上げましたので繰り返しませんが、戦後60年を経過する中で大きく変わってしまった国

民の生活や意識、この中で皆にわかりやすい、皆が読んだら皆が理解できる、そういう法文にしようということだろうと思います。

それから、過去にはいろいろ不幸なことがあったわけですが、現在の日本は幸いに民主主義の社会でありますし、情報化が極めて進んでおります。先ほど申し上げましたように、こういう田舎に住んでおりましたも文部科学省のホームページから約60年前の議会の会議録を見ることが出来る。そういう世の中です。したがって、仮に情報を統制しようというふうな動きが起きたといたしましても、これは当時のようにはいかないだろうと。こんなふうな思うところがあります。したがって、議員が最後に心配しておられた部分については、私は個人的には心配はしないだろうとこのように考えております。以上で終わります。

笹木信治君 1 教育基本法の改定

教育基本法については、市長からも答弁いただいたわけですが、市長の答弁、中庸答弁をしていただきましてあれこれ申し上げませんが、これは教育長について再度お願いをいたします。制定当時とは国の実情も家庭の実情も変わっていると。だから、一定の改定は必要なのではないか、というお考えというふうに聞いたわけですが。また違ったら言ってもらえばいいと思いますが。これはやっていたら本当は何時間もかかるわけで議論がかわきません。私は教育基本法、一番重要な点は国や行政からそれがどう独立しているかということが重要だと思うのです。国や行政というものはやはり教育環境の整備というあたりで留めておくべきで、内容に入っていくと、こういう子供、ああいう子供というふうなことは、やはり行政や国はそこへ口を入れるべきではない、というふうに考えますが、その点についてお考えをお聞かせ願います。

もう1点お聞きしたいのは、60年代の頃、導入して失敗したといわれる全国一斉テスト。これをまた来年度あたりからやるということなのですが。これは競争原理、これを入れると子供は本当に大変です、比べられるから。子供も比べられる、学校も比べられるということで大変なこと、またこれをやるということなのですが。これは、今の教育基本法の中でやはりあれでしょうか。私は、教育長は国策に従う人間を作るものではないというふうに言われていますけれど、私はそうは思っていないわけです。やはり大企業にとってもやはり競争原理に秀でた一定の人間を作り出すということから、教育というものをあの人たちは見ているわけで、そういうことからこのまた一斉テストというのをやるのかどうか。その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

2 財政について

時間がありませんので、財政の方で市長さんにお聞きしたいと思います。私は今お話を伺っていて、さほど市長が危機感を持ってお話をされていないということを知って、私は、それは良かったなと思っています。というのは、私、財政問題はどれほどわかっているわけではありませんので、これはどういうことなのかと思っていました。今ほどの市長の話で、きちんとやっていくのだという話があったわけですが。18パーセントを目指すというような

お話があって、この18パーセントを目指すということと、私は庁舎の行政機能をここに持ってきて効率化を図るといようなこと、あるいは斎場の建設とか、そういうことが両立するのかという気がするのですが。

それをやれば私は決して18パーセントなんてものではなくて、逆に上がっていくのではないかという気がするわけです。政府の方向といいますと経済財政諮問会議それから21世紀ビジョン懇談会ですか、あそこで出した方針は速、財政方針になるんですが、あれでみると平成11年までに16兆円から17兆円ぐらいの歳出を削減するのが目的だと言っています。これは国と地方を含めて財政削減をきっちりやるのだと。そのことによって収支を合わせていくというやりかたです。入りは増えてこないわけですから出を減らすわけです。

そういうことから考えると、市長のお考えから言えばあれもやりたい、これもやりたいだけれども、それは全くそうした国の方向と違っているのではないかという気がします。しかも、今後新発の事業について交付税措置は廃止するというようなことまで言っています。これは、私は今、確かにこの財政900億円からある内容の中には、確かに下水道関係が大きいのですけれども、これは償還に対して交付税算入が50パーセントもあるのだという話があります。こういう、国の交付税そのものを全く当てにしているものでありますけれども、今のそういう21世紀懇談会の中の話などを聞いていると、全く逆の方向なのです。

そういう方向であるのに、この南魚沼市でそうしたあれもやらなければならない、これもやらなければならないということで。確かに市長が言われるように私はホテルや何かむだな施設があると思いません。むだな施設があると思いませんが、私は一番心配しているのは、いくら庁舎、機能が、庁舎を建設していい庁舎ができたとしても、そのことによって住民サービスが削減されたり、税金が上がったり、新税を導入したりすればそれは何もならないわけで、そのことを言っているわけなのです。そうしたお考えでそうした事業を続けていった場合に、この25パーセントへ落ち込む危険はないのか。これは皆さん頭の中で計算すればすぐわかるのだらうと思うのですが、そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。その点をひとつお願いいたします。

市長 2 財政について

最初にお願いを申し上げますが、話を聞いていて危機感が感じられないということでありましたら、それは私の表現能力が悪かったことでありまして、危機感はある。人一倍感じているところであります。

この18パーセントに戻すという、これは平成27年度前後にはこの18パーセントに戻したいという計画を立てながらやっていくということなのです。ただ、この計画自体も、今ほど23.5という数字が出て、これからどうなるのだということの中で財政課の方である程度見通的に立ててやった場合に、という数字でありまから確定的な数値ではありませんけれども、とにかくこれはやはり18パーセント台に戻せないと、自主的な市政運営がなかなかできていかないということでもありますので、この達成に全力を掲げるということでもあります。

そこで、先ほど触れました、たとえば市の庁舎。市庁舎に莫大な金、莫大な金とおっしゃいますけれども、諮問検討委員会の方からも答申をいただきましたように、とにかく、この庁舎の中、そしてJAあるいは保健センター、これらを十分に活用してなお必要と思われる部分を最小限の増築ということでありますから、それは大きなお金ではありますけれども、おっしゃられているような庁舎建設なんてことには当たらない。そのくらい徹底的に詰めてやっていかなければならないと思っております。

今触れましたように斎場もやらなければなりません。それから、消防の庁舎、これももう当然でありますし、もう一回地震が来ればどうなるかわからないというような庁舎でありますから、消防の方は。それから教育施設です。これは本当に急がなければならないわけでありまして、今の状況の中ではこれを単年度内に2つも3つも手をつけるという状況にはなりませんので、とにかく1年度1施設くらいの目標をもってやっていきたいと。そして、補助金あるいは特例債の効く事業については徹底的にそれを利用させていただくと。そういうことの中で自己負担のとにかく軽減を図っていくということでありまして。そういう思いでやらせていただきます。

税金を上げようとか、そういうことは考えておりません。しかし、ちょっと触れましたけれども行政水準の見直しという部分、これは、たとえば今の過剰なサービスがあるとすればそれはやはりある程度我慢してもらわなければとか。あるいは特定な部分に関しての施策をどうしてもやらなければならないと。そういう場合に市民の皆さんに、いわゆる時限立法的にその期間だけ、たとえば負担を求めるとかこういうことは事業の性格やそういうものの中から発生するやもわかりません。そういう場合は当然でありますけれども、議会の皆さんを始めとして市民の皆さん方からご理解をいただかなければ実行できないわけでありまして、そういう際にはまた皆さん方をお願い申し上げるということでありまして。

増税とか、市が税金を上げてやれる範囲なんていうのは、ご承知のように固定資産税のほんのちょっとの部分だけであります。ですけれどもそこは、今は全く増税とかそういうことは考えておりませんので、それは名言をできる状況であります。くどいようで申しわけございませんが申し上げますが、財政的には非常に大きな危機でありますので、その認識は人一倍しているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

教 育 長 1 教育基本法の改定

再質問にお答えを申し上げます。文部科学省の方で作成しております義務教育の構造改革スケジュールというふうなものによりますと、今それを見ているわけでありまして、義務教育の構造改革とは、ということで3点挙げてございます。まず1点は、国が目標設定と基盤整備をするのだと。そして2つ目は市町村、学校の権限と責任を拡大していくのだと。3つ目として教育の成果の検証だと。こういうことでございます。そのために戦略と称して4つほどありますが、その第1が、教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証すると言っております。この流れの中で全国的な学力調査の実施というふうなものが出てくるわけでございます。

先ほどの、議員の質問の中で国や行政は教育の内容に立ち入るな、とこういご意見でございました。しかし、一方では義務教育でありますから、その内容といいますか質におきまして国からきちんと責任を持ってもらわなければならないと。これもまた事実だろうと思うわけでありまして。したがって、国が目標設定を行い、基盤整備、これは自治体が行うものに対しての財政的な支援というふうなことになるのかもしれません。あるいは、教職員の給与の負担というふうなことかもしれません。そういったふうなことをやるということになります。

全国一斉学力テストの観点から申し上げますと、目標を定めて各学校あるいは各教育委員会が関与する中で各学校がそれぞれ教育活動を展開して、その活動自体には自由度を高めていこうというのがこの話であります。しかし、そのことをどこかで成果を検証する必要がある。したがって、統一学力テストをやるのだとこうい文脈であります。

しかし、議員からご指摘があったように、かつて偏差値で輪切りにするような、そういったことからいろいろな問題もあったことも事実であります。ですから、全国一斉学力テストにつきましては、やった後どのようにそれを扱うか。その辺によって功罪あい分かれる場面が出てくるかなと、こんなふうに思います。

子どもとしては競走をあおるためにやるのではなくて、自由度を増した教育活動を展開する、展開したその成果がどこにあって、自分の学校はどこに弱点があるかというふうなことを、このテストを通じて確認していただく。そして次の教育活動に生かしていただくと。こういうことだろうと。あるいはそういうことでなければそれをやっていただく意味合いが、ずいぶん変わってくるのではないかなと。こんなふうに考えているところでございます。

笛木信治君 6分ほどありますのでお願いをします。

2 財政について

財政問題、市長のお考えはわかりました。わかりましたが、合併特例債、これは向う10年間の間に事業を仕組んでいけるということですが、このことと市のこれからの財政運営、合併特例債がきちんと償還保証されればそれが一番いいわけです。けれども、今の政府の財政方針と全くあべこべの方向に、逆になっているのですよね。特例債が何百億使えますよなんていう方針と、さっきも言った政府の財政経済懇談会ですか、それから21世紀の何とかビジョン懇談会、小泉内閣のブレインですが、ここが出している方針は全く逆ですから。11年までに17兆円も歳出を国と地方で削っていくという方向ですから。

しかも今度、借金も自治体の責任においてやれということですから。信用力に応じて借りるとこういわけでしょう。そうすると、南魚沼市の信用力はどうかということで、金融機関から評価を受けるというようなことになるわけです。なかなかそういう中で、今市長が言われたような事業展開をやらなければならないのだけれども、そうした国の方向と全く我々の要望からいくと逆です。ここをそこのところをどうかいくぐってやっていこうとされているのか。そこのところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

1 教育基本法の改定

それから、教育問題。もう1点お伺いしたのですけれども、全国一斉学力テストがなぜ悪かったか。教育長はその結果をどうこうあちこち利用するわけでないというふうに言われておりますが、結果として出るとそれが評価されていくわけです。子供の間でも過度な競争が起こるわけですし、もちろん、学校、それから教師、あらゆるところに評価、格差が出てくるわけです。それでやはり競争原理といいますか、過度の競争社会を作り出す。

これは、60年代の一斉テストのときは、国連の子供人権委員会から日本の国は2回も勧告を受けているのです。過度な競争を取り入れたテストは止めるべきだと。子供の心を痛く傷つけているというふうに、止めなさいというふうに国連の子供権利委員会から2回も勧告を受けているのです。それをまたやろうというわけですから。

私はそういうことで、これは決して今の教育基本法の改定と合わせていい方向ではないなと思うわけであります。はたして教育長が言われるように結果を利用しないとか、あれこれに評価しないというのが可能なのかどうなのか。そこらをひとつお聞かせ願いたいと思います。それで終わります。以上。

市長 2 財政について

今の政府の財政方針と、私が申し上げていることがどうも逆ではないかということであります。確かに竹中平蔵だか三蔵だか知りませんが、申し上げているその財政諮問会議とか本当に我々から見ますと、ただ単に数字だけをとらえて実情を全く見ていないという、これは本当にそうだと思います。しかし、今政府の非常に枢要な機関にありましてああいう立場でありますから、そういうことを非常にメディアも大きく取り上げて、また大新聞ともわりあいとそういう方向を打ち出している部分があります。

私達は県の首長会、あるいは北信越首長会そして全国首長会も含めた地方6団体。これは今のそういう方針には全く反対といいますか、地方の実情を理解していないが故の妄想だということで、徹底的に闘っていくという方向をだしているわけであります。

それに加えて昨年の総選挙で都市部のチルドレンとかピルドレンとかわけのわからない議員がいっぱい出まして、これも本当に地方の実情なんて全く理解していないのです。そういう皆さんがワーワーワー騒いで受けのいいことだけを言ってということでありまして、私は自民党員でありますけれども、今の自民党の中といいますか、非常に不満があります。

しかしながら、国会議員でありますから、法律を制定したりそういうことについては我々に全く権限がなく国会議員がやるわけでありますので、国会議員の先生方にも強力な働きかけをしていかなければならない。幸い本県選出の国会議員の先生方は与野党を問わず共産党の議員がないのが残念ですけれども、そういう方向には賛同をしていただいているということであります。

それらを核にして、とにかく地方が、地方の実情を全く理解していない中央の都市部選出のそういうやから、なんて言うと言葉が過ぎますので、皆さん方のおっしゃっていることだけはきちんと打破をしていくと。そういう強い決意でやっております。方向的な部分と

いいですかそういうことは大きく取り上げられておりますけれども、まずそれを変更していくと。変更していくといいますか、現状の交付税制度やそういうことを早急に変えることなんてことは無理な話であります。ですから、何のためにまず合併をしたかという、そこから含めて理論的にも武装しながら頑張りたいと思いますので、皆さん方からもひとつ絶大なご支援をお願いしたいところであります。

教 育 長 1 教育基本法の改定

私どもが今現在県を通じて入手しておりますこの取り扱いにつきましては、議員がご心配しておられるようなことには使われないと。このように理解しております。なお、もしまた今後取り扱いが変わっていくようであれば、私どもは私どもの立場できちんと意見を申し上げていきたいと。このように考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

(午後2時59分)

議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後3時20分)

議 長 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。質問順位6番、議席番号12番・腰越 晃君。

腰越 晃君 3時を回っております、ようやく昼食後の眠たい時間も終わったかなと思っております。通告にしがいまして早速質問させていただきます。今ほどの笹木議員の質問の中で、私がお聞きしたい部分が相当、答弁として出てきているかなというように考えております。その辺のところは質問の整理をしますので、市長の方も答弁の中でよろしく対応をお願いいたします。

市役所機構改革の目的としての業務改革・市民参画について

市役所機構改革の目的としての業務改革、及び市民参画について、というタイトルで質問をさせていただきます。今後の市政運営の最も重要な部分、これは言うまでもなく今ほどの市長の答弁にあったように、限られた財政資源の最大にして最高の有効活用である、このように考えております。

まず、平成19年4月より市役所の組織機構を改編し新たな体制、これまでの分庁方式での16課8室3所体制から、5部16課体制に移行する。さらに住民サービスの質を上げていく。同時に行政機構の簡素化、効率化を図っていく。こうした市長の考え方については一定の評価をすところがございます。しかし、改革はいいのですが一般的に考えれば、体制ありきではないと思います。まずはじめに体制ありきではない。やはり今実施されている市の施策事業、こうしたものを今後の時代に合わせ、あるいは限られた財政資源に合わせてどのように変えてゆくのか。難しい問題ですが、どのように整理をし、どのように住民サービスの質を落とさずに維持して行くのか。具体的な内容をあげてこれはどうなるんですか、あれはどうなるんですか、という質問ができればいいのですが、現時点では総論的な聞き方になってしまうのをご容赦願いたいと思います。

市が行っておりますすべての施策事業について見直し、これを行い、必要なものは残し、不要なものはまず廃止をする。行政の事業のやり方、特質ですが、国の省庁に合わせて市町村の行政組織も同じような縦割りの中にあり、そして同様の事業をしているということも今までは数多くあったわけでございます。例えば幼稚園であればこれは文部科学省になります。保育園であれば厚生労働省になります。こういった単純な問題、もっと複雑な問題もあるかもしれません。

そうした重複した要素のある事業については、一括してひとつの部署がやった方が効率上がるのではないかと。そのような行政の仕事の見直し、これを迅速かつ大胆に行う。こうしたことが今の時代に求められていることではないでしょうか。また、行政の仕事を見直すといっても、すべからくトップダウンでいいとは限りません。やはり今現場で一生懸命頑張っておられる職員の方々、こうした方々の考え、改革に向けた前向きな考え、こうしたものもこの業務改革の中に反映させて行くべきではないでしょうか。そうしたことにより職員の士気あるいは施策立案能力が高まっていく、当然これも引き出していかねばならない重要な課題であるというように考えているからであります。

以上のようなそうした仕事の見直し、整理の中から現在の南魚沼市に必要な組織、人員体制というものが出てくるのではないかと、導き出されてくるのではないかと、私はそのように考えております。必要な仕事の内容、あるいは仕事の効率的な進め方、こうしたものを最大限明らかにした中で、組織・人員体制というものが組立てられてくる、そのように考えているところでございます。

市の職員を削減する。これは、地方公務員法がございますので非常に難しい問題ではございます。しかし、削減はしていかなければなりません。そして市の職員を削減していく上で、やはり、そして先ほど申し上げましたように、市の施策事業を見直してゆく中で、足りない部分はやはり市民が頑張らなければならない、そのようにも思うところでございます。

広く市民の公共への参画、協力、こうしたものがこれまで以上に必要になってくるものと考えております。これまで単に、各種の審議会あるいは委員会、こうしたものに参加していただく、あるいは特定事業のパブリックコメントこれに対しての意見提出、こうしたものを取組んでこられたわけです。今後については、まだまだ十分に成熟してはいない市内のNPO、あるいはボランティア、こうしたものの恒常的な活動、これを通じた公共サービス、こうしたものも今後非常に重要な位置を占めてくるのではないかと、そのように考えております。

そうした公共サービスの新たな担い手として市民の力、こういったものが今後必要になってくると思います。あれが欲しいこれが欲しい、何とかこれを実現して欲しい、そうした時代ではございません。できないなら俺らがやろうじゃないかと、できるところまでやってみようじゃないかと、そうした市民の意識改革というものが必要になってくると、そのように考えております。

また、来年度につきましては、財政健全化計画を進めていく上で、今年度以上の厳しい予

算策定が迫られてくるものと考えております。失礼な言い方かもしれませんが、今年度予算については、合併によって当然必然的に削減となる議会費であるとか、あるいは市長始め三役の給与削減であるとか、当然減るものがございました。しかし来年度以降はございません。

また一般質問にも出てきておりますが、実質公債費比率県内ワースト・ワン。残念というよりもそれだけものをやって来たんだと、そういった前向きな考えへの転換というのが必要であろうと私は考えております。そうした余談になってしまいましたけれども、当然合併すれば必然的に無くなる費用があった、だから結果として76.9パーセントでおさまった。厳しい言い方をすればこういうふうにも言えるのではないのでしょうか。来年度は本当に厳しいと思います。その内容について現時点で質問はできませんが、それに望む市長の考えをもお聞きしたい、このように考えております。

市役所の機構改革を進めるに当たって、本庁の増築問題、あるいは総論としての組織改革、組織機構、あるいは人員削減、こうした議論は活発に行われております。市庁舎はどうあるべきか、耐震構造はどうなのか、あるいは隣地であるJA魚沼みなみのどの部分まで必要なのか。職員全員を入れるにはどのくらいの建物が必要であるのか。そうした議論は行われていますが、その中で働く職員の仕事とはどういうものなのかと、こうした意味での議論はあまりないように思っております。

非常に総論的な内容になりまして、抽象的でもあると思います。こうした仕事の内容の改革をどのように進めるのかということについて、市長の考えをお伺いしたいと思います。以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

市長 市役所機構改革の目的としての業務改革・市民参画について

腰越議員の質問にお答えをいたします。現行の組織、これはご承知でありましょうが、2段階合併を行う中で、3つの庁舎でこういう機能をさせるということで進んできたところがあります。しかしながら、分庁舎方式そして分室の存在から庁内の意思の形成、決定形成に非常に時間がかかったり、むだがあったりそういう非効率な部分があったことは否めない事実でございます。こういう中で今後は、市民の利便性を確保しながら、組織の合理化、スリム化を進めて行かなければならないわけでありまして。今回の機構改革ではスリムで効率的な行政組織の確立、これは本庁方式をいうわけでありましてけれども。意思決定過程の簡素化、これは部制、事業管理者これらを置いていこうということでありまして。機動性に優れた体制、市民協働体制の構築、これは市民センター、塩沢、大和庁舎へ設置をする部分でありますけれども。これらを考え合わせて本庁方式への移行を考えてきているところであります。

当然でありますけれども、今ようやく素案的なものができ上がりましたので、この21日の課長会議にまず下ろしまして、各課長から各課の課員すべてにまたそれを提示をしていただいて、現実的な問題点もまた上げてきていただかなければならないわけではあります。そういう作業を若干繰り返しながら所信表明でも申し上げておりますように、12月の定例議会には、議会の皆さん方にもその機構の全容をご提示したいということでありまして。

市長部局は5部門に組織をしたい。これには庁内分権で権限委譲を考慮していきます。例

えば庁議 これは経営会議でありますけれども を置きまして、部局の横断的組織を編成して政策遂行の確認徹底をしていかなければならない。できることであれば、各部にもう予算を割り当てて、その部の中で調整をしながら予算執行をやっていただくという方法も、考えなければならないということでもあります。

施策の事務事業の見直しの面であります。これは住民に直結しております市町村の事務事業、ほとんどは必要性のないっていうのは少ない、ほとんどが必要があるからやっているということでもありますけれども、執行の効率効果こういう面からやはり点検をして見直していく必要があると思います。本年度は、24事業でありますけれども、ベンチマーク方式によって政策評価を一応実施しているというところであります。

一番難しいのは、行政という部分をサービス サービスという形のない生産物を市民に提供するということがほとんどでありまして、生産量から必要な人員を割り出すということとはなかなかできない、難しいということでもあります。けれども職員の資質、これらの向上によって効率を上げることはできる。そしてそれがひいては人件費を初めとした経費節減につながっていくものだというふうに考えております。

厳しい財政状況の中で、それぞれの計画のローリングはしていかなければなりませんし、経常経費の削減は職員の誰にでもできる改善策であります。例えばこまめに電気を消すとか、紙一枚でもむだにしないとか、こういうことはきちんと職員でできるわけであります。健全化計画の趣旨を十分理解をしていただいて、また私どももきちんとその考え方を植え付けて行かなければならいわけでもありますけれども、業務の執行にあたっていくよう指示をしているところであります。が、なかなかやはり末端にまでその意思が100パーセント伝わっているかといわれますと、ややそうでない部分がまだ私の方から見ますと見受けられます。これをやはりもっともっと徹底していくことがまず第一番だというふうに考えております。

いずれにいたしましても法律にも謳われておりますように、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう常にその組織、運営の合理化を図らなければならない。こういうことを考えていることでありまして、そういう意味合いからも平成19年度からの組織の見直しをやっていこうということで今、検討を進めているところであります。

当面、この庁舎の増築が終了するまでは、やっぱりまた変則的になります。例えば塩沢庁舎には何々部を置くとか、大和庁舎には何々部を置くとか、本庁には何々部を置くとか。そのほかに塩沢、大和に市民センター的な部分を置いて、そこでワンストップサービスでそこにお出でいただいた皆さん方は、大和であれば大和庁舎ですべての用が完遂できる。そういう体制をとっていこうという思いで今、検討を進めているところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

腰越 晃君 市役所機構改革の目的としての業務改革・市民参画について

先ほどの質問の中で、質問の仕方が悪かったかなというところは一応お詫びを申し上げたいと思っております。今ほどの答弁を伺っておりまして、私は(2)番のところ「市の職員を削減し、施策事業を見直していく上で、市民の公共への参画・協力も必要になるものと思う。

限られた財政資源のどこに重点的に配分すべきかという問題も、住民の判断を仰ぐ必要があるかもしれない。」ということを書いておいて、これについて答えるとは書いていないんです。けれども、これについての市長のお考えが今の答弁の中にはちょっとなかったので、今の市長のお考えで結構ですので、答弁いただければと思います。

再質問をさせていただきます。生産量、いわゆる行政の業務、こうしたもので結果として出てくるものから、あるいはその過程の中で必要とされるものから必要人員を割り出すということはなかなか難しいという今の答弁があったのですが、職員には経常経費の削減を励行していると。なかなか末端まで伝わっていないという答弁だったかと思いますが、それがなかなか事業内容がいわゆる数値化できない、あるいはひとりの能力というものをどこまで持つべきか限定もできない、そうした難しい内容はあるかと思えます。

がしかし、やはりひとつひとつの事業展開の中において、この分量の仕事であれば何人できるのか、そうした考え方は絶対に必要になるはずでございます。これはどういう仕事でも同じでございます。工場の仕事だけがそうした数値化ができるとは私は思いません。これを考えていかなければ、やはり基本的な評価というのはなかなか難しいのではないかと、そのように思いましたので、そうしたところをもう1回答弁をお願いしたいと思います。

それから、行政評価についてでございます。今年度、24項目、ベンチマークを付けて評価を進めているということでございます。この内容についてやはり一般公開をするのか。その前に評価の方法なんですが、これは庁内での評価になるのか。そしてその結果については公表をされるのか。基本的には、現段階ではやはり行政が行っている施策事業について、一定の目標を定め、現状こうであると。こういう改善を施しこういう結果を導き出す。こういう目的があると、そのように取り組むべきであるとは思いますが、やはりそうした内容については、行政内部での一定の評価をすべきであると、現段階ではそうすべきであると考えます。これについてはやはりきちんと住民に公開して行く、これが前提としてあるべきだと私は思いますが、市長はどのようにお考えになるかお伺いをしたいと思います。

それから、民間委託の推進というお言葉が答弁の中にありました。質問書には書いてないんですけれども、例えば事務の効率化、人員削減、そうしたものを考えていくと当然、今やっている行政事業を完全に民営化していく、あるいは指定管理者制度に持っていく。これはやはり相当今後も検討していかなければならない課題であると思えます。

人員削減と連動して考えると、やはり病院であるとかあるいは保育園であるとか、こうしたところを指定管理者、もしくは完全民営化という形に置き換えていった場合、相当数の人員削減が期待できるわけです。これは事業の質から考えてなかなか難しい問題ではあると思えます。そうした面についての事業を完全に民営化して行く、あるいは指定管理者制度に移していくなかで、一定の行政事業の整理、あるいは人員削減というものを図る、こうした考えについてお伺いをしたいと思います。以上、再質問をお願いいたします。

市長 市役所機構改革の目的としての業務改革・市民参画について

失礼いたしました。質問事項の(2)のことについて具体的なことを申し上げないですみ

ませんでした。市民の公共への参画・協力については、山田議員の質問にもお答えしたとおり、来年度からモデル地区的になりますけれども、いわゆる市民自らが自分達の地域を考えて、そして自分達の地域を特性あるものにしていくために、市民自らがその事業をやったり、そういうことを行っていく中でこれをやっていかなければならないと思っております。

そういうことをしないでただ単に公共的な部分、市民参画、市民参画という話を申し上げましても、市民の皆さんもじゃあどこへ参画していいのか。ただ会議に出ていけばいいのか、会合に出て行けばいいのか、という程度で終わってしまう事例が非常にあります。ですので、やはり自らが本当に参加をして、そして自分達の地域をきちんと考えながら創造していくといいですか、構築していく。そういう作業を積み重ねていかなければならないと思っておりますので、その手始めが来年からのモデル的な地区を選んでの事業だというふうにご理解いただきたいと思います。

それから重点配分であります。これはそのつど住民の判断を、ということではありますが、やはり内容によってそれぞれ違ってまいります。例えば、先ほど笛木議員の質問にもお答え申し上げたとおり、こういう事業をやるために、限定的ではありますが市民の皆さん方からもいわゆる負担をお願いしたいとか、今ある負担以外に特定の。そういうことについては当然でありますけれども、住民の皆さんにきちんとした理解を得なければこれはやれないわけです。ただ単に例えば建設事業的なものを1～2年先送りしようとかそういうことについては、いちいちとはとも住民の皆さん方の判断を仰ぐという状況にはいたりませんので、議員の皆さん方、議会の皆さん方にご相談申し上げながら、総合計画の中でのローリング、この作業の中でやらせていただくというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから事業内容から、必要人員を割り出すことができやしないかと。これはそうだと思いますけれども、それで今触れましたが私たちの素案を各課に下ろして、実際業務をやっている課員、係員がそれで本当に実際事業をやるのかやれないのか、今自分で抱えている部分をですね、そういうことをまず1回吸収しよう。一般的には「俺ら係はもっと減らしてもいいや」なんてことには割合とならないんですね、やっぱり聞けば。

ですからそういう面からは、今、議員おっしゃったように、いやそれはそうでなくてこれのできるわけだという部分ができるわけです。ただ、生産事業ではありませんので、これだけのものを作るのにこれだけの人数が必要なわけだ、というふうな単純な割り込み方ができないということを申し上げたつもりであります。当然、そういう評価をしながら係の削減とか、人員削減は行っていかなければ、ただ単に、お前の係は5人減だぞとか、この課はいらないんだぞ、なんてことにはなり得ませんので、そういう作業の繰り返しになっていくというふうに理解をしております。

ベンチマーク方式の件であります。これはこれからホームページで公開をいたしますし、評価はNPO法人であります。私も一応、庁内の中の部分で見せていただきましたが、1項目、評価がちょっと低い部分がありました。これはやはり行政改革と情報公開だったか。情報公開分だったかな。その部分がちょっと評価的には低い部分がありました。ほかの部分

は割合といいところをいっているんです。100パーセントとは言いませんけれども。いずれ公開いたしますので、またご覧いただいてそれぞれ皆さん方からまたご批判をいただきたいと思っております。

民間委託の件であります。これはでき得るものは民間委託を進めていくという考え方です。保育園につきましては、これから建設を新たにといいますか改築といいますか、そういうことを進める段階にそれぞれ考えていく部分と、根本的に今のまま例えば公設民営的な部分を考えていく分、これは2段階に分かれますけれども。ただ100パーセント保育園は民間委託でいいかといいますと、まだそこまではいけない部分があるのかなと思っております。

病院につきましては、基幹病院の全体像がきちんと確定をしてから、今の六日町病院そして大和病院、城内病院。塩沢の診療所はこれはもう公設民営といいますか民間委託であります。非常にまた数字的にもいい数字を出していただいておりますので、これはこれで結構だと思っておりますけれども。これらについても今のままで、いわゆる市営でいいのか、あるいは100パーセント民間にお任せするようになるのか、公設民営的なことを考えていくのか。これはもう少し判断を、基幹病院と絡めながらもうちょっと先送りをさせていただきます。

水道事業につきましても、今度は事業管理者を置いて、公営企業法の全面適用で進みたいというふうに考えております。ですので、一般的な今まで市が管理をしてきた部分とは若干違いまして、収入によって支出を考えていくという、そういう本当に企業的な運営、経営をしていけるような体制をまず来年度から作って行きたいと。

一度になかなか100パーセントそういうことに移行できるかということについては、若干疑問もあります。けれども、若干の年月をかけながらそういう方向で企業経営に徹していただくと。ただし、100パーセント民間委託とは考えておりません。今の畔地の浄水場は、ほぼ、100パーセント民間委託であります。この後の送水管から含めて末端給水までを民間委託というのは非常に難しい部分もあります。ただ修繕とかそういうものはほとんど民間にお願いしているところでもありますので、それらも含めて一番効率のいい、そして水道料金を少しでも安くできるような方向を模索して行こうというふうに思っております。

腰越 晃君 市役所機構改革の目的としての業務改革・市民参画について

再々質問をさせていただきます。事業評価についてはNPO法人、内容的には行政改革それから情報公開以外のものについては、かなりいい線をいっていると、そういう答弁と伺いました。

情報公開、これは2つ目の質問ですね。情報公開はとりあえず置いて、市民との関係の問題です。今ほど各地域、旧々町村地域。これは先ほど山田議員の答弁にもありましたけれども、これもひとつの案として私は非常に評価しているところでもあります。ぜひ進めていただきたいとこのように考えております。

それで情報公開と関係しますけれども、この市民に対するいわゆるアプローチといいますか。私は1回目の質問でかなり市民意識としてちょっと言いすぎた部分もあったかなという

ように反省をしておるんですけれども、やはり行政の事情というものをわかっていただかなければならない。今の行政の苦しい状況というものをわかっていただかなければならない。住民サービスを維持して行くのが非常に厳しい状況であるということも理解していただかなければならない。

そうした意味で市政懇談会、毎年市長は市民の前に行ってこれを実施していくと思われるわけですが、こうしたところでやはり市の状況というものをどんどん住民に対して、市民に対してPRをしていただきたい。市の状況をわかっていただきたい。そうする中で、やはり市民が望む市のいわゆる重点事業、重点施策というものはどういうものであるのか。子育て部分であるのか、あるいは高齢者福祉部分であるのか、教育、あるいは公共事業関係であるのか。市民が望んでいるものはどういうものなのかというものを、やはり市長の方からどんどん、市の方からどんどん、市民を刺激する機会を作って、そういった市民の考え方というものを作り上げていってもらいたい。いろいろな反応が来ると思います。繰り返しの中でやっぱり作り上げて行ってもらいたい。市民の意識というものを見えるような形にしていってもらいたい。

これはかなり理想的なことかもしれませんが、そうした努力というものは、やはり市長を始め行政は最大限やるべきだろうというように考えております。むろん我々議員も同様と考えております。それについてのお考えをお伺いしたい。

それともうひとつ関連しますけれども、実は総合計画。昨年12月議会でもまだ総合計画はまとまっておりませんでしたけれども、一般質問で市民自治条例というものを策定したらどうでしょうかという質問をさせていただきました。やはり、市民、行政それから議会、それぞれの役割というものをまちづくりの中である程度作っていった方がいいのではないか。今後のまちづくりの方向の中で、それぞれが負担する役割というものはどういうものなのか。こういったものは、明確にしておいた方がいいのではないか。我々南魚沼市が向かう市の像とはどういうものか。やはりこうしたものは明確にしておいた方がいいのではないか。そのように考えて質問したところであります。

市民憲章については、今、策定中でございますし、そのとき市長からは市民憲章はやりますよ、という答弁をいただきました。市民憲章ですと、やはりそうした市民であるとか議会であるとか、あるいは行政であるとかという役割分担については、とても入り込む内容ではないと思います。全国の各市町村でそういった市民自治条例というものが策定をされております。

また、こうした条例というものは未来永劫継続するもの、内容の変わらないものではございません。先ほど市長の答弁があったように、憲法でさえも時代が変われば変わる必要がございます。当面10年くらいの間で結構ですので、10年くらいの間この南魚沼市はこうしたまちづくりに向かうんですよ、それぞれの役割はこうですよ、というものを策定していくべきではないかというように考えております。

総合計画にもそうした内容が盛り込まれております。第 編基本計画、行政改革市民参画

というところで、市民参画まちづくり条例の制定と。「市民のまちづくりに対する意識を高揚するとともに新市一体性の速やかな醸成を図るため、市民参画によるまちづくり条例を制定します」と明確に謳われております。そうした中でやはり非常に厳しい市政運営になる中では、こうしたものは必要ではないかなと思います。ちょっと関連質問になって申しわけありませんが、市長の答弁をお伺いしたいこのように思います。

それから民間委託については、保育とか医療というのは、人間を扱う仕事ですのでなかなか民営化には馴染まないか、あるいは難しいというそういう側面もあるかと思えます。そういう中では、特に保育園については公設部分、公設公営のスタンダード部分、今の指定管理者制度にゆだねる部分、あるいはNPO、こうした部分も考えられると思えます。そうした中でやはり進めて行っていただきたい。今の答弁にあったように今後の検討としてなるべくなら進めて行っていただきたい。

それから病院も同じでございます。やはり医療というものはある程度行政も支援をして行かなければならない、これは理解できます。しかし、医療サービスについても、やはり本来は民間サービスの中でやっていくべきであろうと私は考えております。なかなか難しいとは思いますが、今の市長の見解を伺いまして、今後そういったことも中長期的に検討されていくということをお聞きしまして、一応3回目の質問を終わりたいと思えます。

今ほど質問した条例関係について、あといわゆる市民の意見、これをやっぱりどんどん拾い上げていく。市民の意見についても こういう言い方は失礼ですけど どんどんレベルアップをしていく。そういう意味で今の懇談会は重要だなと思っています。そしてアプローチをどんどん続けていっていただきたい、どんどん内容も濃くしていっていただきたい。そのように願っておりますが、その2点について市長の見解をお伺いしたいと思えます。

市長 市役所機構改革の目的としての業務改革・市民参画について

質問にお答えをいたします。市民への情報伝達、あるいは市民の声を吸い上げるといいますか、聞き取るという部分での市政懇談会は、やはり一番効果もありますし重要だと考えておりますので、これはもうずっと毎年実行させていただこうと。そして、その規模や開催場所の箇所数、例年ずっと同じということにはまいりませんので、4年間の中ではやはり。本来、集落ごとに回れば一番いいんです。そうしますともうちょっと大勢の皆さんも集まりますし、ですが今年やったのはほぼ旧町村、旧々町村ですか単位程度でありました。50人、70人という数字は出ますけれども、なんていいますか限られた皆さん方の参画であります。

去年、それから一昨年、大和と合併した際にやらせていただいたのは、相当細かく回らせていただきました。本来はやはりそういう形がいいと思えますので、4年の中で1回あるいは2回ぐらいは、とても全集落というわけにはまいりませんが、ちょっと細かく回らせていただくのがいいかなと。これは本当に重要なことでありまして、今、おっしゃっていただいたように、市の考え方を理解してもらう部分、そして市民の皆さん方をまた我々がきちんと理解しなければならない部分というのが出てきますので、大変いいと思いますか一番有効な手だてだと思っております。

それで、この市民の皆さんが望む部門といいますと、ああいう懇談会に出ていらっしゃる皆さん方は、やはり年齢的にも中高年という方が多いわけです。となりますと地域の中の生活環境整備がやはり一番要望として多く出てきます。道路をどうしろとか、下水がどうだとか、川がどうだ、田んぼがどうだ。それだけを聞いて、市民の皆さんのご意見だというふうにはちょっと全部は。そういうふうにはやっていけませんので、市民の皆さんがそういう部分で望んでいる部分と、私たちが例えば子育て支援をやらなければならないという部分は違う部分が出るかも知れませんが、それはそれとしてご理解をいただきたいと思っております。そういう市民の声をきちんと生かす、大事にしていく市政というのは、私の基本理念でありますので、これからもそれを実行していきたいと思っております。

市民自治条例ですか、自治基本条例といいますか。これにつきましては、前回の議会でしたか12月でしたか、今、答弁書をここに持ってきてありますけれども、非常にいいことではあるけれどもなかなか、という部分で確かご答弁申し上げた。市民憲章は、おっしゃっていただいたように今策定中でありますので。

どなたのご質問だったでしょうか、日本人ばかりじゃないんでしょうけれども、自分のことをやるのに全部法律で、あるいは条例で決めてやらないとなかなか踏み出せない、というところから何とか脱却をしたいという思いはものすごくあるんです。ただ、条例で市民の皆さん方のそういう部分の義務を謳いあげたり、市民参画を謳いあげたり、だからやらなければならないんだということだけでなく、さっき言いましたようにある程度小さい　あまり大きくなりますとやっぱりだめですから　旧々町村単位程度の自治区的なことを設置をして行けば、ことさら条例で市民参画やなんてことを謳わなくてもいいのかな、いいのではないかと、そういうふうにはしたいと思っております。

ただ、それをやってみても全くもう効果も何もないということであれば、やはり条例的なものも考えて、市民の皆さんの義務として謳わなければならないわけにありますので。その辺がちょっと悩ましいところではありますが、当面は条例によって市民参画であるとか、基本的な自治条例とかということ制定する前に、まずアプローチしてみようという思いでありますのでそれはちょっと時間をいただきたいと思っております。ご理解をしてください。

議　　長　　質問順位7番、議席番号1番、佐藤剛君。

佐藤　剛君　発言を許されましたので、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。通告に書いてあります、地域福祉計画アンケート等からこれからの福祉はどうだというようなことで、福祉をどういうふうにくくるかという問題もありますが、まず少子化、高齢化にからんだ福祉ということで質問をさせていただきたいと思っております。

1　地域福祉計画アンケート等からこれからの福祉は

最初に少子化対策であります。少子化対策に関しましては、毎回いろんな角度から質問・提言がなされております。それだけ個々の取り組みの中では解決できない難しい問題を含んでいるんだというふうには理解をしております。合計特殊出生率が1.25とさらに悪化した現在、国も積極的に対策を示していますし、当市においてもレインボープラン、次世代育成支

援行動計画の資料によれば、これは平成15年の数値でありますけれども、旧大和町では1.30という数値だったそうであります。そうした状況から、厳しい財政事情の中でありまして、18年度予算は子育て支援に配慮した対応で進められております。

さて質問の要旨でありますけれども、どの行政問題もそうありますが特にこの少子化の問題につきましては、地域福祉計画アンケートが示すとおり、出産を含めます医療の問題、そして育児子育て、子育てに付け加えるならば親育ちと言いますか、親育てと言いますか。そしてまた経済問題から個々人の内面の問題まで、幅広い問題が内在しております。したがって、一自治体の問題に留まらない大きな問題を含んでおります。

しかしこの少子化の影響は、自治体の行政運営や活性化に大きく影響することありますので、自治体内でも少子化対策を総合的に、そしてまた連携した取り組みをして進める必要があるというふうに思います。そこで、この少子化問題すべてについてご質問するわけにはいきませんので、多くの問題のうちから次の点につきまして、南魚沼市としての少子化の問題認識とその対応をお聞きしたいと思います。

これから質問する点につきましては、通告文書の補足説明ということで電話をさせていただいた部分でありますので、答弁検討に手戻りがあったのかもしれませんが、細かい数値は聞いておりません。市長の基本的な考えをお聞きしているわけですのでよろしくお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

まず医療の関係でありますけれども、安心して出産できる環境整備という観点から、医療の現状の問題認識とその対策をお聞きしたい。これはレインボープラン、行動計画の中にも、その中のアンケートでも、小学生の保護者から56パーセントというような回答を得ている部分でありますので、ぜひ安心して出産できる医療環境という部分についてどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたい。

そしてまた次に育児子育て、先ほど言いました加えるならば親育ち、それらの支援の現状と問題認識と、それらからの少子化対策と言いますか。その辺につきましてもお答えいただきたいと思っております。

そして経済問題にも関連するわけなんですけれども、女性の就業機会が増えていることから、男女共同参画の推進がこの少子化問題には重要であるというふうにされているわけですので、今後のこの男女共同参画の具体的な推進についてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

そしてこれらを含めます少子化の諸々の問題は、これから作成します地域福祉計画の中に盛り込んで対応するのか。または先ほどから言っていますレインボープラン、次世代育成支援行動計画があるんだからそういう中でやるんだというふうにお考えなのかということも併せてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

次に、高齢者福祉の関係でございます。この問題も所得の問題から福祉サービス、そしてまた生きがい対策まで幅広い対策が必要でありますけれども、高齢者がいきいきとそしてまた住みやすいまちづくりのために、どういう施策が必要か。とりわけ団塊の世代が退職を迎

え、元気老人が増えることが予想される中で、どう生きがいを持たせてさらに地域のため、市のために活躍してもらえる機会を行政施策としてどう進めるか、ということについてお聞きをしたいというふうに思います。

2 職員の健康管理について

大きい2点目でございます。職員の健康管理ということでございます。当面予定をされており、合併も終わりました。現在事務系職員は3庁舎に旧3町から職員がそれぞれ、今まで違う事務経験を持って、一緒になって今事務を進めているわけであり、これは保育園、出先機関も同様であります。

同じ行政事務、事業といいましてもやっぱりやり方や運用やら違いがありまして、そのために合併調整を行っているわけなんですけれども、慣れない環境と相まって大変なことと思います。これからさらに先ほど来話がありますように、機能を本庁舎に集中させてこれから合併効果をさらに求められるときだけに、心身ともに気遣いや疲労やらが大きいというふうに感じます。

しかし、住民は直接職員と接して行政サービスを受けるものでありますから、職員の健康的で前向きな発想と行動で行政事務事業が進められることを望んでいるというふうに思います。したがって、働く職場環境の整備と健康保持は使用者責任でやらなければならないわけです。私は元職員でありますので、職員に甘いというふうに受け取られるかもしれませんが、そうではなくてむしろ合併効果として今後人員削減をする中で、最大の効果をあげてもらわなければならないと。そう思うからこそ、定期的なそしてまた継続的な職員の健康管理を含む環境の整備が必要だということなのでありますので、よろしくをお願いします。

ですからむしろ厳しい見方というふうになるかもしれませんが、住民も先ほど申しましたように、健康で個々の力を最大限職場で発揮して活躍できる職員に期待しているわけであり、そういう観点でご質問をさせていただきます。

この問題はじつは3月議会に井上議員から同趣旨の質問がされております。健康管理の中でも体調を崩して休業というふうなことにまでならないために、言い換えれば先ほど言いましたように職員が最大限の力を発揮して住民サービスの提供に支障がないように、職員の健康保持のためにやるべき継続的な、予防対策というような観点で、どうやって行っているのかという部分で、ちょっと前回の井上議員とは視点を変えましてご質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問の中で先ほど申しましたように、あとで補足説明でちょっと意思がまだ通じなかったところがあるかもしれません。そこら辺はまた今、市長が考えている範囲の中で結構でございますのでよろしくお願いをしたいと思います。答弁によりましては再質問をさせていただきます。

市長 佐藤議員の質問にお答えをいたします。

1 地域福祉計画アンケート等からこれからの福祉は

まず最初に地域福祉計画とレインボープランの関連性といいますか相互性といいますか、であります。ご承知のように地域福祉計画と申しますのは、地域コミュニティ、あるいはボランティア活動など市民参画による福祉計画。レインボープランは自治体そのものが少子化に対してどういう施策をやっていかなければならないかということ策定してありますので、この地域福祉計画の中にレインボープランが包含されるということにはならないわけであり、ます。ですので、協同して進めていくといいますか、同時に進めていくということであり、ますが、どちらかの中にこれがそっくり入り込むということにはならないというふうに認識しておりますので、まずそのことをお願い申し上げます。

このアンケートの中で特徴的な部分をちょっと申し上げます。地域福祉計画アンケートの概要では、子育て支援策としてやはり「安心して遊べる場所の確保」あるいは「保育内容や時間の充実」「労働環境整備」「男女が共同して育児する事への支援」これらの要望が多く結果としては出ております。また「若い人ほど人間関係が希薄になっている」という現状や希望するボランティア活動として、「子供の預かり」あるいは「子育て相談」、これらがアンケート結果からはあがってきております。

このことに対しての市の施策の方でありますけれども、医療費の助成関連であります。これは今般の当初予算で申し上げましたとおり、就学前児童の医療費助成と不妊治療の医療費助成、これを18年度から実施をしているわけで拡充実施であります。今後は妊産婦への相談、乳幼児の検診　これは4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児　の受診率100パーセントの目標を主眼に、今度は次世代育成支援行動計画、このレインボープランであります。これに基づいて多種多様な育児支援事業の充実を図っていかなければならないということであり、ます。

小児科医療体制についても医療関係者と連携して取り組みということであり、ます。今の医療の現状の認識と対応ということであり、ますけれども、今ちょっと触れましたように小児科そして産婦人科が本当に不足をしている状況であり、まして、皆さん方が安心してお産もできない、あるいは子育てができないというこの状況を、一日も早く解決をしなければならぬわけであり、ます。幸いに六日町病院で産科が継続をされましたし、小児科の先生も配置になっている。そして大和病院にもこの4月からまた小児科の先生が、一応研修からお帰りいただいた。ただ、1名でありますので、非常にその面では対応が難しい部分もありますけれども、そういう体制を整えて、引き続きできれば大和病院で産科と小児科の充実を図っていきたいわけであり、ます。それはまた大学病院等にも要請をしながら進めていく所存であり、ます。

非常に厳しい状況でありますけれども、ちょっと先を考えますと基幹病院に大きな期待をしているわけであり、まして、この基幹病院で研修を受けられる先生方が、当然でありますけれども小児科・産婦人科も入ってくるわけであり、ます。それらの先生をこの地域内の病院の中にきちんと配置をしていくと。これが実現しますと特殊な部分は別にいたしまして、ほぼ医師不足という面は解消されるんだらうという大きな期待を寄せておりますので、その基幹病院の一日も早い開院といいますか、完成を願っているところであります。

子育て支援対策。これはファミリー・サポート・センター、放課後児童健全育成事業でありますけれども、これは平成18年4月現在で県内に12のファミリー・サポート・センターが設置されているということでもありますので、この民間の活力を利用したファミリー・サポート・センターの組織づくりに取り組んでいるところであります。学童保育協議会のNPO法人化の際に業務の一部を拡大して対応することも含めて、今、学童保育協議会と検討を重ねているところであります。学童保育協議会を一日も早くNPO法人にやっていきたいということで、その業務も兼ねた事務人員を市役所のOBをあてさせていただいて、それに今取り組んでいるところであります。

放課後児童の健全育成事業につきましては、来年度4月から中之島小学校の学区に、学童保育協議会と市で全面的にバックアップして、立ち上げる方向で今進めているところであります。ファミリー・サポート・センターと共に協議会方式によって一層の子育て支援が図れるように努力しているということでもあります。

男女共同参画社会への取り組みであります、これがちょっとさっきのベンチマークで評価が低かったんだ。そうでしたね、男女共同参画が。そういうことでありました。腰越議員、失礼いたしました。これは少子高齢化の進展、家族形態の多様化等が急速に進む時代の変化を的確にとらえて、この変化を乗り越えていくためにやはり女性・男性がその個性と能力を存分に発揮できるような社会を作っていくということは肝要であります。固定的な性別役割分担意識を解消していかなければならないということでもありますし、企業や地域が連携して次世代の子育て環境整備に努めていかなければならないということでもあります。

男女共同参画社会、これは早く実現をしなければならぬわけであり、遅まきながらそういう組織も立ち上げて進めているところでありますので、これからなお一層、そのことについて取り組みを進めていきたい。そしてやっぱり市民の皆さんにそういうことを啓蒙することはもちろん大事であります、市役所の組織の内部にまだそういう形というものがほとんど出てきてないわけであり、女性の管理職はまだありませんし、係長はおりますけれども、そういうことも含めて考えていかなければならない問題だと。

ただ、いつも申し上げておりますように、そういう意識をしないで業務に携わってきた方を、急に管理職だ、あるいは准管理職だということは、なかなかこれはやっぱり受け入れる方も大変でありまして、現に職員からの聞き取りでは、そういうことをいうのは私たちに辞めろということか、というようなご意見もあります。ですのである程度の年齢のときから、そういう意識を持って業務に当たってもらうように育成に努めていかなければならないということでもあります。その辺も時間の掛かる問題ではありますが、市役所の組織も、そういう方向をきちんと打ち出していきたいと思っております。

高齢者福祉についてであります。これはアンケート結果による高齢者福祉に対する要望では、「地域施設やサービスの充実」このほかに「地域の支え合い活動」「健康づくり」「相談機能の充実」が上位を占めているところであります。また現在参加をしているボランティア活動の内容では、「高齢者」を対象としたものが最も多くありまして、希望するボランティア支

援でも「安否確認、玄関前の掃除、買い物、ゴミだし」これら高齢者を対象にした内容が大半を占めておりました。

これに対しまして市の施策は、福祉施設やサービスの充実につきましては、施設整備、サービスの提供については、今年度にスタートした第3期介護保険事業計画に基づいて実施しております。有料老人ホームにつきましても適正な整備指導を進めていきたい。

それから地域の支え合い・健康づくり対策。これは地域のボランティアの皆さんを中心に「ふれあいサロン」が市内全域で活発に開催されております。また筋力づくりサポーターによる健康づくり教室が市内に広がってきております。これらの市民ボランティアをはじめ、民生委員の皆さん方によつての見守り支援、これらを継続的・発展的に推進していく体制を整備をしていきたいというふうに考えております。

生きがい対策につきましては、これは介護要望事業としても大きな効果が期待されておりますので、シルバー人材センター事業や老人クラブ活動などのほか、次世代交流、生涯学習活動など、引き続き関係機関と連携をして取組んでいきたいというふうに思っております。

地域福祉計画策定についてであります。現在策定中の地域福祉計画は、地域コミュニティやボランティア活動など、市民参加による福祉のまちづくりを目指しまして、次に掲げる内容を基本方針にして計画を策定したいと思っております。1番といたしまして、市民参加で支える地域福祉。2番といたしまして、利用者・地域に即した福祉サービス。3番目といたしまして、安心快適な生活環境づくり。これらを基本方針に据えて策定をしていこうということでもあります。

その中で、少子化対策としてまた検討する項目は、子育て支援サービスの充実。先ほど申しましたファミリー・サポート・センター、あるいは学童保育関係。それから保健・医療サービスの充実。

働くことと子育ての両立のための支援。これは子育てサロンとか子育て支援ボランティア要請、これらであります。男女共同参画もこの中にまた入ってくるわけでもあります。

地域安全に向けた取り組み。地域防犯パトロール、交通安全活動、これらもまた大事なことであります。世代間交流や福祉教育の充実もまたやっつけよう。

高齢者福祉のために検討する項目につきましては、住みやすいまちづくりというひとくくりでありますけれども、バリアフリー、道路・住環境・公共施設、防災への取り組み、これらが重点的であります。

生きがい対策につきましては、生涯学習、有償ボランティアの検討、ふれあいサロン、ボランティア講座、これらを充実していければと。

地域活動につきましては、社会参画、就労支援、世代間交流の促進これらにまた力点を置いていきたいというふうに考えておりますので、よろしくまたお願いをいたします。

2 職員の健康管理について

職員の健康管理についてであります。ご指摘いただきましたとおり、2度の合併そして連合の解散から吸収であります。そして中越大震災、異常豪雪、これらの影響から職員への健

康への影響は確かに大きいものがあったろうと考えておりますが、幸いにも職員や職場、さらには職組の皆さん方のまた厚生事業これらのおかげをもちまして、これらに起因した大きな健康被害は今はまだ起きていない。まだと言いますか、起きていないというふうに認識をしております。これから起きるといふ事ではありません。

しかしながら、職員の健康保持・増進は事業者としての責務がございまして、従来から申し上げている人材育成と併せて重要な課題として取り組んでいるところであります。

今、平成18年度に入りまして、現在までに病気や怪我、心の病などから病養休暇を申請許可したものの合計は、28名29件となっております。内訳といたしましては、様々な病気疾患等による件数が22件、外傷が1件、公務災害4件、心の病が2件となっております。このうち、公務災害の内容につきましては、給食職場における怪我が2件、民家訪問中の犬に噛み付かれたというのが1件、学校現場における怪我1件であります。いずれ公務災害に認定をされております。現在は28名のうち25名が職場復帰をしているという状況であります。このほかにも長期の療養による休職者が3名おりますが、1名は病気、残りの2名は心の病と言いますか、そういう方です。

市長といたしましては、私がそういうことをしたから予防ができるかどうかはちょっとわかりませんが、できるだけ多くの職員と接する機会を持って、職場の中ではもちろんではありますけれども、勤務時間終了後、一緒に酒を飲んでみるとか、そういうこともやりながら、信頼関係の構築を図って職員のストレスを少しでも和らげれば、という考えであります。

事業者といたしましては、これはもうこういう責務があるわけですので、職員の健康管理・厚生事業の計画を申し上げます。まず、職員の健康診断の実施、人間ドックの助成、そして区市町村共済組合主催事業や職員組合が実施する厚生事業　これは消防職員も含むわけではありますが　これを通して予防やケアに努めたい。

やはり近年は、そういう社会現象と言いますかストレスに起因する心の病と言いますか、これが問題になっておりまして、先ほど申し上げましたように、長期の休業はほとんどは心の方であります。県の総合事務組合が行う各研修にも「メンタルヘルス」という講義が含まれるようになりました。本年度からまた市が独自に「メンタルヘルスケア」この研修会を11月にやりますけれども、計画しております。今後より多くの職員に受講の機会と、管理職を対象にした「職場の活性化」や「職員の健康管理」についての研修会を計画的に進めていきたいと思っております。

また本年度から毎年7月を職員安全衛生強化月間というふうに定めまして、安全と健康管理の意識向上を図ったところであります。この中で全所属長より担当部署の職員に対して訓示を行いまして、職員と安全衛生について話し合った結果を「職場チェックシート」として提出をしていただいているところであります。

これらの対策と共に6月定例会の一般質問でもお答えいたしました、人事評価制度の導入によりまして、これは評価することのいい方の部分を出そうと思っております。やっぱり個人

個人の適正を早く見抜かないと非常にストレスの原因になるということでもありますから、この評価を適正に掌握して、適材適所を心がけることによってストレスの軽減に努めていきたいというふうに考えておりますので、またご理解とご協力をお願い申し上げます。以上であります。

佐藤 剛君 再質問をさせていただきます。本当に細かい丁寧な回答をありがとうございました。中でいくつかちょっと絞りまして、再質問ということにさせていただきたいと思っております。

1 地域福祉計画アンケート等からこれからの福祉は

まず、最初に少子化対策に伴う医療問題の関係でありますけども、基幹病院に期待するところもあるというような答弁をいただきました。安心して子供が産める、そういうためには市長がおっしゃるように産婦人科・小児科というふうな診療科が必要だということは当然であります。けれども私は、単に妊娠した、そして出産ができた、子供がその小児科にかかれたという場面場面の対応のために、施設で対応したということではなくて、少子化対策についての医療問題というのは、もうちょっと連続したといいますか継続した医療というのがやはり必要じゃないかというふうに思います。

例えば日常の生活まで係わりを持ちながら、妊娠の段階から、例えば保健婦と産婦人科医がつながっていると。出産をしたら小児科医もそのつながりの中に入ると。そういうつながりの中に親もまたいると。そういう関係の中で、子育てとか親育てとかという関係が生じるものであると思いますし、そういうのがやはり地域医療だというふうに思うんです。

やはり少子化対策の中で、いろいろなアンケートの中で安心して出産できる医療を望むということは、その場面場面の医療が対応できるということではなくて、今言ったような連続した医療体制が整っているということだと思いますので、基幹病院に期待するということですね。基幹病院の中身が決まる前に、では少子化対策についての医療体制というのはどういうふうに、そしてまた地域医療といいますか、求められる医療体制、地域医療というのはどういうふうにやっていったらいいのかというものを、そろそろ市なりの考えをまとめていく時期ではないかと思っております。その点をちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

ちょっと端折りまして、男女共同参画のことについて再質問させていただきます。話はわかりまして、市としては対応が遅れているということなんですけれども。組織を立ち上げて進めつつあるというようなことで理解しています。じつは私も、男女共同参画の市民会議の方に参加させていただきまして、市民レベルといいますか、そういうところの動きは承知をしているつもりです。行政内部の方でも同じく市民会議と同じような形の中で男女共同参画が進められていると思うんですけれども、行政の中で行う男女共同参画。行政の組織の中で行うのはどこら辺までかというのはちょっと確認をしたい。例えば男女共同参画プランを策定する。策定するだけでは多分私は共同参画の趣旨にはなかなか追いつかないと思うんですけれども、それとまた加えて、こういうことを行政の組織の中で役に立つということがあったら教えていただきたいというふうに思います。

もう1点、高齢化福祉の関係であります。この部分につきましてもありがとうございました。大変細かな説明をいただきました。昨日敬老会に行きまして、老人の皆さんに市長はいろいろと考えてくださるよ、という話をしてきました。細かい話をお聞きしましたので、また報告をすれば大変喜ぶと思います。と思いますが、通告の中に書きましたけれども、これからこれほど高齢化が進んで、そしてまた団塊の世代が退職を迎えてますます増える、そしてまた元気老人も増えてくる、そういう中で高齢化福祉というのは、それだけではやっぱりひとつもの足りない、元気な老人の皆さんというのはもうひとつ満足できないんじゃないかというような観点で再質問をさせていただきます。

高齢化が、どういう意味を持っているのかというのは、まず考えなければならないと思うんですけども、その第一にはやはり経済問題があると思います。人口増の時代にありましては、豊富な労働力を投入して経済成長を続けてきました。けれども、これからはそういうような経済成長のパターンというのは見直さなければならない、そういう時代じゃないということがあります。そしてまた長寿社会になりまして、人口構成も変わってきている、元気老人がますます増えてくるというようなことになります。そういう社会になりますと今までの福祉と違いまして、高齢者も含めてすべての人が支えあう体制の中で、老人、高齢者の福祉をどうするのかを考えていかなければならないと私は思っているわけです。そういうところのご答弁があるかなという期待もありまして、ちょっとご質問をさせていただいたということでもあります。

そういう中で高齢者がいきいきと、そして生きがいを持って生活できる社会・地域をどう作るかということだと思うんです。この社会、高齢者の皆さんのおかげで高度成長になりまして、今の日本の経済があるわけですけども、現役を引退したからといいましても、先ほど言いましたように長寿社会の中で高齢者の方々、まだまだ元気であります。

今までの経験と技術を生かして社会貢献をしたいというふうに望んでいる高齢者の皆さんも多くありますし、一方では、そうではなくて私はもっといろいろなことを学びたいというような高齢者の方もいると思います。またはその反対に私たちの側からすれば、高齢者の今までの人生の中で培った経験やら技術やらを活用して、そしてこの地域の中で役立てたいというような需要もあるわけであります。

したがいまして各種の講座や学ぶ機会を与えるというようなことと、一方では経験と技術を生かした地域づくりをする。そしてまたボランティア活動等に起用して、地域の中で活躍していく場を作る、というような与える　　ちょっとこれは表現悪いかもしれませんが　　与える福祉と、そして高齢者の皆さんに生きがいとして頑張ってもらう福祉と、両面がこれからの高齢化社会では必要なんじゃないかというようなことで質問をさせていただきましたので、この辺の考え方をひとつお願いしたいというふうに思います。

2 職員の健康管理について

もう1点、職員の健康管理についてちょっとお話をさせていただきます。これもいろいろきめ細かな対応をしていただきまして大変ありがとうございます、と私が言う事ではないん

ですけれども。さすがにやっぱり市が大きくなれば、いろいろな面に配慮をされているということ伺いました。その中でちょっと再質問をさせていただきます。職員のそういう勤務状況を見て対応していただいている部分につきましては非常に良くわかりました。職員は、メンタルな部分でもいろいろ研修会を受けるというような話も聞きましたので、そこら辺は安心しているんです。けれども、職員はその職場の中で、その職場の業務を行いながらちょっと具合が悪くなったり、ちょっと体調を崩したりするわけなので、そこら辺をやっぱりきちんと見極めていただきたいというふうに思うんです。

先ほどちょっと市長の方から、安全衛生月間でいろいろ話を聞いたというような話がありましたけれども、市長おっしゃるとおり、助役を親方にしまして安全衛生委員会というのがこの市にはあるわけです。職員の健康管理の予防対策としては、この安全対策委員会の中で、年に1回のアンケート調査とかというのだけじゃなくて、きちんとやはり職員の安全対策をしなければならないというふうに思うわけであります。

別に新しい組織を作るということじゃありません。今ある組織の中で、今ある組織を活用してやっていこうというふうなことであります。また、そういう安全対策委員会をして、職員管理をするのは、職員が病気になっている方がとても多いというわけではありません。先ほど来話がありますように、これから合併効果を出さなければならない時期、そしてまた庁舎も本庁方式にしなければならないというような時期で、そして合併効果を出すということは、職員の数を減らすわけです。減らしながら合併効果を出すということになりますと、やはり少数の中でやらなければならないとなれば、管理者として職員の健康管理はそういうある組織を使いながら、チェックをしながらきちんとやる。そしてそのかわり職員の皆さんには、住民の皆さんに不快な思いをあたえないように、健康でテキパキとした対応ができるという環境を作るべきじゃないかというふうな観点といたしますか、意味も込めまして質問したわけであります。そこら辺の安全衛生委員会の今後の活用という面も含めて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

市長 再質問にお答えいたします。

1 地域福祉計画アンケート等からこれからの福祉は

1点目の子育て支援の医療関係の件であります。これについては私も触れたと思っておりますが。基幹病院とかはいわゆる医師の確保などに限定をした部分でありますけれども、妊産婦の相談、そして乳幼児の検診、これらをきちんとやっていく中でトータル的にはやっぱりケアしていかなければならない。

一番必要なことは、安心して子供を産んだり育てたりするには、当然でありますけれども産婦人科の医者と小児科の医者がある程度揃わなければ、これは安心・安全にはならないわけであります。その部分をちょっと強調したつもりであります。トータル的な支援といたしますかケアをやっていくのは当然であります。当然いわゆる妊娠した状態の中からそれぞれ相談をしたり、そういう体制をきちんと整えていくということを申し上げたつもりでありましたが、言葉足らずで申しわけございませんでした。

高齢者の生きがい対策といえますか元気老人。これもちょっと触れたと思ったんですけど。当然であります元気な方は、ただ年寄りだから年金もらってぶらぶらしていてもらえばいいや、ということでは満足しないわけでありますので、やはり生きがい対策。その中にまだまだ何か学びたいという、生涯学習。それから自分の知恵や経験・技能を生かしていく、社会のためにもっと役立ちたいという、それはやっぱりボランティア。有償であっても結構なんですけれど、ボランティアをやっていかなければならない。

あとは、1人ではなかなか活力も生まれません。ふれあいサロンだとか、あるいはボランティアの講座だとかそういうことを充実させていく中で、元気なお年寄りの皆さん方からもっともっと社会的にも貢献していただける道も開けるわけであります。また自分の気持ちの中にもそういう気持ちは非常に高まるわけであります。生きがいと言いますかね、歳をとっても俺はまだきちんと地域のために役に立っていると、そういう気持ちを持っていただくことが一番であります。そういうことについては当然でありますけれども市として。先ほどやっぱりアンケートをとった中では、そういうことが一番項目として上がっておりますので、そのことに力点を置いて、そういうことの充実これからきちんと努めていかなければならないと思っているところであります。

2 職員の健康管理について

職員の安全面は今おっしゃったとおりであります、助役が委員会の会長といえますかトップでありますので、助役の方からちょっと内容等について若干の説明を上げながら答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

助 役 2 職員の健康管理について

それでは最後の質問の職員安全衛生の件について、私の方からちょっと答弁させていただきます。さきほど来、市長の方からも答弁がりましたが、いわゆる2回の合併を経まして、組織が非常に大きくなったことと、従来の組織の中においては別の組織が融合したというようなことで、職場の中においても非常にわかりにくい関係が一時的に出てきたというようなこともあります。

今年度から先ほど答弁しました、職員の安全衛生強化月間を設定したこと。そしてそれぞれの職場において所属長に職場内の衛生安全の関係をチェックしてもらって、チェックシートを毎年今度出すようにすること等を決め、新たな施策として出したわけであります。さらにこれからはメンタルヘルスケア、こういうようなものも11月に職員を対象に計画をしておりますし、今後はそれらを踏まえたうえで、さらに内容については充実をしていきたいと、こう思っております。以上です。

佐藤 剛君 終わります。

議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会する事に決定いたしました。

次の本会議は、明日9月12日、午前9時30分より、当議事堂で開きます、大変ご苦労
さまでございました。

(午後4時43分)